

法令等資料

資料 1 法令等資料 目 次

	頁
・ 北海道固定資産評価審議会関係法令等 -----	1
・ 北海道固定資産評価審議会あらまし -----	2
・ 北海道固定資産評価審議会委員名簿 -----	3
・ 固定資産評価基準（土地 抜粋） -----	4
・ 固定資産評価基準（家屋 抜粋） -----	46

北海道固定資産評価審議会関係法令等

【地方税法】

(道府県固定資産評価審議会)

第401条の2 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。

3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 道府県知事が定める第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること。

二 第419条第1項の勧告

4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

【北海道固定資産評価審議会条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定に基づき、北海道固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【北海道固定資産評価審議会条例施行規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道固定資産評価審議会条例（昭和37年北海道条例第55号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、北海道固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、知事が招集する。

(議長)

第3条 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

2 会長に事故があるときは、条例第3条第4項の規定により会長の職務を代理する委員が議長となる。

(定足数)

第4条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、非公開とする。

(説明聴取)

第7条 会長は、必要に応じ、会議に関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(会長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

北海道固定資産評価審議会のあらまし

1 審議会の設置の趣旨

固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）は、固定資産の土地及び家屋の評価について、市町村間の適正均衡を確保するため、知事が処理する固定資産の評価に関する事項について、学識経験者等の意見をきくための附属機関です。

根拠 地方税法第401条の2

北海道固定資産評価審議会条例

北海道固定資産評価審議会条例施行規則

2 審議会の組織

審議会は、国の関係地方行政機関の職員、地方公共団体の職員及び固定資産の評価についての学識経験者から選任する委員12名以内で構成されています。

委員は、知事が任命し、その任期は2年となっております（再任することができます。）。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間です。

3 審議事項及び開催時期

審議会は、土地及び家屋の評価に関する事項で、知事がその意見を求めたものについて調査審議することとされています。

審議事項及び開催時期は次のとおりです。

- (1) 知事が定める固定資産評価基準の細目に関すること。（原則3年に一度の評価替えの年度）
 - ・土地及び家屋の提示平均価額の算定に関すること。（2月頃）
 - ・土地の基準地価格の算定に関すること。（11月頃）
- (2) 地方税法第419条第1項「固定資産の価格の決定が固定資産評価基準によっておこなわれていないと認める場合、知事が市町村長に対して行う勧告」に関すること。（事案が発生したとき）
- (3) その他知事が意見を求めた事項に関すること。（事案が発生したとき）

北海道固定資産評価審議会委員名簿（第30期）

【任期：令和4年(2022年)6月30日～令和6年(2024年)6月29日】

令和5年8月16日現在

氏名	所属又は職名	選任区分	備考
いのうえ なおこ 井上 奈穂子	北海道税理士会 税理士	学識経験者（税制）	
おおはし てるひさ 大橋 輝久	札幌国税局 課税部長	国の関係地方行政機関 の職員	
くらち なおみ 倉知 直美	日本公認会計士協会北海道会 公認会計士	学識経験者（税制）	
さいとう けんご 齋藤 研吾	札幌市財政局 税務・契約管理担当局長	市町村関係者	
さかい ひであき 酒井 秀明	札幌法務局 民事行政部 首席登記官（不動産登記担当）	国の関係地方行政機関 の職員	
ねぶや ていいち 根布谷 禎一	北海道森林組合連合会 代表理事副会長	学識経験者（山林）	
みやさか しょういちろう 宮坂 尚市朗	厚真町 町長	市町村関係者	
むらかみ こうえい 村上 功英	公益社団法人 北海道不動産鑑定士協会 会長	学識経験者（宅地）	
やまもと やすたか 山本 康貴	北海道大学大学院 教授	学識経験者（税制）	
よしだ さちえ 吉田 幸恵	一般社団法人 北海道建築士会 女性委員会委員	学識経験者（家屋）	
よしだ としひこ 吉田 利彦	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事副会長	学識経験者（農地）	
よしだ みちよ 吉田 三千代	北海道宅地建物取引業協会 札幌東支部副支部長	学識経験者（宅地）	

※五十音順に登載（敬称略）

固定資産評価基準

改正	昭和39年1月28日自治省告示第3号	昭和39年12月28日自治省告示第158号
	昭和40年12月28日自治省告示第174号	昭和41年10月21日自治省告示第142号
	昭和42年12月25日自治省告示第180号	昭和44年12月27日自治省告示第201号
	昭和46年12月28日自治省告示第236号	昭和47年12月28日自治省告示第304号
	昭和48年7月23日自治省告示第124号	昭和50年12月22日自治省告示第252号
	昭和53年11月8日自治省告示第190号	昭和56年12月1日自治省告示第218号
	昭和57年12月28日自治省告示第244号	昭和59年12月25日自治省告示第214号
	昭和62年12月23日自治省告示第191号	平成2年12月25日自治省告示第203号
	平成5年11月22日自治省告示第136号	平成8年9月3日自治省告示第192号
	平成8年10月24日自治省告示第242号	平成8年12月24日自治省告示第289号
	平成10年3月16日自治省告示第87号	平成11年5月18日自治省告示第132号
	平成11年9月14日自治省告示第198号	平成12年1月28日自治省告示第12号
	平成12年9月1日自治省告示第217号	平成12年12月28日自治省告示第306号
	平成14年7月9日総務省告示第409号	平成14年12月6日総務省告示第656号
	平成16年1月27日総務省告示第105号	平成17年1月4日総務省告示第1号
	平成17年3月7日総務省告示第239号	平成17年3月16日総務省告示第295号
	平成17年8月11日総務省告示第886号	平成17年11月18日総務省告示第1289号
	平成17年12月16日総務省告示第1345号	平成18年12月27日総務省告示第684号
	平成19年3月30日総務省告示第195号	平成19年10月2日総務省告示第551号
	平成19年12月28日総務省告示第719号	平成20年8月11日総務省告示第435号
	平成20年9月22日総務省告示第535号	平成20年12月16日総務省告示第680号
	平成21年4月1日総務省告示第225号	平成21年12月25日総務省告示第577号
	平成22年12月24日総務省告示第441号	平成23年6月27日総務省告示第230号
	平成23年11月28日総務省告示第493号	平成24年7月27日総務省告示第286号
	平成26年6月26日総務省告示第217号	平成26年11月28日総務省告示第421号
	平成28年4月1日総務省告示第145号	平成29年6月16日総務省告示第197号
	平成29年11月22日総務省告示第390号	平成30年7月2日総務省告示第229号
	令和2年6月16日総務省告示第191号	令和2年11月6日総務省告示第322号
	令和5年6月30日総務省告示第247号	令和5年11月15日総務省告示第385号

自治省告示第百五十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を、次のように定め、昭和三十九年度分の固定資産税から適用する。

昭和三十八年十二月二十五日

自治大臣 早川 崇

固定資産評価基準

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地

第2節の3 勧告遊休農地

第3節 宅地

- 第4節 削除
 - 第5節 鉱泉地
 - 第6節 池沼
 - 第7節 山林
 - 第8節 牧場
 - 第9節 原野
 - 第10節 雑種地
 - 第11節 その他
 - 第12節 経過措置
- 第2章 家屋
- 第1節 通則
 - 第2節 木造家屋
 - 第3節 非木造家屋
 - 第4節 経過措置
- 第3章 償却資産
- 第1節 償却資産
 - 第2節 取替資産の評価の特例
 - 第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第1章 土地

第1節 通則

一 土地の評価の基本

土地の評価は、次に掲げる土地の地目の別に、それぞれ、以下に定める評価の方法によって行うものとする。この場合における土地の地目の認定に当たっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときであつても、土地全体としての状況を観察して認定するものとする。

- (1) 田
- (2) 畑
- (3) 宅地
- (4) 削除
- (5) 鉱泉地
- (6) 池沼
- (7) 山林
- (8) 牧場
- (9) 原野
- (10) 雑種地

二 地積の認定

各筆の土地の評価額を求める場合に用いる地積は、次に掲げる場合を除き、原則として、登記簿に登記されている土地については登記簿に登記されている地積によるものとし、登記簿に登記されていない土地については現況の地積によるものとする。

- 1 登記簿に登記されている土地の登記簿に登記されている地積が現況の地積よりも大きいと認められる場合における当該土地の地積は、現況の地積によるものとする。
- 2 登記簿に登記されている土地の現況の地積が登記簿に登記されている地積よりも大きいと認められ、かつ、登記簿に登記されている地積によることが著しく不相当であると認められる場合においては、当該土地の地積は、現況の地積によることができるものとする。
- 3 国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査（以下「地籍調査」という。）を行っている市町村において当該市町村の一部の地域について地籍調査後の地積が登記簿に登記されている場合には、地籍調査後の地積が登記簿に登記されている土地（以下「地籍調査後登記土地」という。）で当該市町村における他の土地との評価の均衡上当該地積によることが特に不相当であると認められるものについては、地籍調査前の当該土地の登記簿に登記されていた地積によるものとする。この場合において、地籍調査後登記土地について分筆が行われた場合における当該土地の地積は、分筆前の当該土地に係る地籍調査前の地積を地籍調査後の分筆に係る土地の地積の割合によりあん分して求めるものとし、地籍調査後登記土地について合筆が行われている場合における当該土地の地積は、合筆前の土地の地籍調査前の地積を合算して求めるものとする。

三 地上権等が設定されている土地の評価

地上権、借地権等が設定されている土地については、これらの権利が設定されていない土地として評価するものとする。

第2節 田及び畑

一 田及び畑の評価

田及び畑（第2節の2及び第2節の3に定めるものを除く。）の評価は、各筆の田及び畑について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当たりの価額に乗じて各筆の田及び畑の価額を求める方法によるものとする。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定により、田及び畑以外のもの（以下この節において「宅地等」という。）への転用に係る許可を受けた田及び畑並びにその他の田及び畑で宅地等に転用することが確実と認められるものについては、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地等としての利用上の便等からみて、転用後における当該田及び畑とその状況が類似する土地の価額を基準として求めた価額から当該田及び畑を宅地等に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

二 評点数の付設

1 評点数の付設の順序

各筆の田及び畑の評点数は、次によつて付設するものとする。

- (1) 田又は畑の別に状況類似地区を区分するものとする。
- (2) 状況類似地区ごとに標準田又は標準畑を選定するものとする。
- (3) 標準田又は標準畑について、売買実例価額から評定する適正な時価に基づいて評点数を付設するものとする。

- (4) 標準田又は標準畑の評点数に比準して、状況類似地区内の各筆の田又は畑の評点数を付設するものとする。

2 状況類似地区の区分

状況類似地区は、地勢、土性、水利等の状況を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる田又は畑の所在する地区ごとに区分するものとする。この場合において、状況類似地区は、小字の区域ごとに認定するものとし、相互に当該状況が類似していると認められる小字の区域は、これらを合わせ、小字の区域内において当該状況が著しく異なると認められるときは、当該状況が異なる地域ごとに区分するものとする。

3 標準田又は標準畑の選定

標準田又は標準畑は、状況類似地区ごとに、日照、かんがい、排水、面積、形状等の状況からみて比較的多数所在する田又は畑のうちから、一の田又は畑を選定するものとする。

4 標準田又は標準畑の評点数の付設

標準田又は標準畑の評点数は、次によって、田又は畑の売買実例価額から評定する当該標準田又は標準畑の適正な時価に基づいて付設するものとする。

- (1) 売買の行われた田又は畑（以下「売買田畑」という。）の売買実例価額について、その内容を検討し、正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して、売買田畑の正常売買価格を求めるものとする。この場合における正常売買価格は、田又は畑として利用する場合における田又は畑の正常売買価格であるので、売買田畑が市街地の近郊に所在するため、売買田畑の売買実例価額が田又は畑として利用する場合における当該田又は畑の売買価額を超える額であると認められる場合における当該売買田畑の正常売買価格は、田又は畑として利用する場合における当該田又は畑の売買価額を基準として求めるものとする。
- (2) 当該売買田畑と標準田又は標準畑の地形、土性、水利、利用上の便否等の相違を考慮し、(1)によって求められた当該売買田畑の正常売買価格から標準田又は標準畑の正常売買価格を求め、これに農地の平均10アール当たり純収益額の限界収益額（面積差10アールの農業経営相互間の純収益の差額をいう。）に対する割合（0.55）を乗じて標準田又は標準畑の適正な時価を評定するものとする。
- (3) (2)によって標準田又は標準畑の適正な時価を評定する場合においては、基準田又は基準畑（三の二の(1)によって標準田又は標準畑のうちから選定した基準田又は基準畑をいう。）との評価の均衡及び標準田又は標準畑相互間の評価の均衡を総合的に考慮するものとする。

5 各筆の田又は畑の評点数の付設

各筆の田又は畑の評点数は、標準田又は標準畑の単位地積当たり評点数に「田の比準表」（別表第1の1）又は「畑の比準表」（別表第1の2）により求めた各筆の田又は畑の比準割合を乗じ、これに各筆の田又は畑の地積を乗じて付設するものとする。この場合において、市町村長は、田又は畑の状況に応じ、必要があるときは、「田の比準表」又は「畑の比準表」について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

市町村長は、田又は畑の状況からみて、「田の比準表」又は「畑の比準表」によって各筆の田又は畑の比準割合を求めることが困難なものがあるときは、「田の比準表」又は「畑の比準表」の例によって、当該田又は畑の比準表を作成して、これを適用するものとする。

三 評点一点当たりの価額の決定及び提示平均価額の算定

1 評点一点当たりの価額の決定

評点一点当たりの価額は、田又は畑の提示平均価額に田又は畑の総地積を乗じ、これをその付設総評点数（二によつて付設した各筆の田又は畑の評点数を合計した総評点数をいう。）で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、提示平均価額は、「田又は畑の指定市町村表」（別表第2）に掲げる市町村（以下本節において「指定市町村」という。）にあつては、総務大臣が算定し、都道府県知事及び指定市町村の長に通知するものによるものとし、指定市町村以外の市町村にあつては、指定市町村の提示平均価額を参考として都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものによるものとする。

2 指定市町村の提示平均価額の算定

総務大臣は、次により、指定市町村の田又は畑の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して、指定市町村の田又は畑の提示平均価額を算定するものとする。

- (1) 指定市町村の長は、二の3によつて選定した標準田又は標準畑のうち、地勢、土性、水利等の状況からみて上級に属するもののうちから一の標準田又は標準畑を基準田又は基準畑として選定するものとする。
- (2) 指定市町村の長は、二の4によつて指定市町村の長が評定した標準田又は標準畑（基準田又は基準畑を含む。）の適正な時価その他の総評価見込額の算定において必要な事項を総務大臣に報告するものとする。
- (3) 総務大臣は、指定市町村の長が評定した基準田又は基準畑の適正な時価について検討し、次いで、当該指定市町村の長が評定した標準田又は標準畑の適正な時価、当該指定市町村の田又は畑の評点付設の状況等を検討するものとする。この場合において、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、指定市町村の長が評定した基準田又は基準畑の適正な時価について所要の調整を行い、これを基準として、標準田又は標準畑の適正な時価及び田又は畑の付設評点数について所要の調整を行うものとする。
- (4) 総務大臣は、次により、指定市町村の田又は畑の総評価見込額を算出するものとする。
 - ア (2)によつて、指定市町村の長が報告した標準田又は標準畑（基準田又は基準畑を含む。）の適正な時価（(3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の価額）と当該標準田又は標準畑の前年度の評価額との割合を求める。
 - イ 指定市町村の田又は畑をアの割合が同様であると認められる地区ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる地区は、状況類似地区ごとに認定するものとするが、相互に当該割合が同様であると認められる状況類似地区は、これらを合わせ、一の状況類似地区内で当該割合が異なると認められる地区があるときは、当該割合が異なる地区ごとに区分する。
 - ウ アの割合が同様であると認められる地区ごとに、当該地区における田又は畑の前年度の評価額の合計額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該地区の田又は畑の評価見込額を算出する。
 - エ ウによつて算出した各地区の田又は畑の評価見込額を合計して当該指定市町村の田又は畑の総評価見込額を算出する。
- (5) (4)によつて総務大臣が算定した総評価見込額と当該指定市町村の長が固定資産評価基準によつて算定した総評価額の見込額が相違する場合においては、総務大臣は、当該指定市町村における田又は畑の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは、当該指定市町

村における総評価額の見込額を基礎として総評価見込額を修正するものとする。

3 指定市町村以外の市町村の提示平均価額の算定

- (1) 都道府県知事は、指定市町村以外の市町村について、2と同様の方法によつて、市町村の田又は畑の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して当該市町村の田又は畑の提示平均価額を算定するものとする。この場合において、市町村長が評定した基準田又は基準畑の適正な時価を検討するに当たつては、指定市町村の基準田又は基準畑の適正な時価（2の(3)によつて、総務大臣が所要の調整をした場合においては、調整後の価額）との均衡を考慮するものとする。
- (2) 総務大臣は、(1)によつて算定した指定市町村以外の市町村の提示平均価額及びその算定の基礎について報告するよう都道府県知事に求めることができる。
- (3) 総務大臣は、(2)によつて都道府県知事から報告を受けた提示平均価額及びその算定の基礎について検討し、市町村間の評価の均衡上必要があるときは、提示平均価額について所要の修正を行うよう関係都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)による総務大臣の通知があつた場合においては、関係市町村の提示平均価額について所要の修正を行うものとする。

4 天災その他特別の事情がある場合の取扱い

天災その他特別の事情により、指定市町村以外の市町村の長が3の(1)に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該報告をすることができない市町村を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができるものとし、当該報告をすることができない市町村については、2の(2)による報告が行われ次第、当該報告をすることができない市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。

第2節の2 市街化区域農地

市街化区域農地（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。）の評価については、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地としての利用上の便等からみて、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の価額を基準として求めた価額から当該市街化区域農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

ただし、田園住居地域内市街化区域農地（地方税法附則第19条の2第1項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。）の評価については、上記によつて求めた価額に、当該土地の地積に応じて、「田園住居地域内市街化区域農地補正率表」（別表第2の2）の補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

第2節の3 勧告遊休農地

勧告遊休農地（地方税法附則第17条の3第1項に規定する勧告遊休農地をいう。）の評価については、第2節によつて求めた田又は畑の価額を第2節二4(2)に規定する割合で除して求めた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

第3節 宅地

一 宅地の評価

宅地（本節四及び五に定めるものを除く。）の評価は、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当たりの価額に乗じて各筆の宅地の価額を求める方法によるものとする。

二 評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、市町村の宅地の状況に応じ、主として市街地的形態を形成する地域における宅地については「市街地宅地評価法」によつて、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地については「その他の宅地評価法」によつて付設するものとする。ただし、市町村の宅地の状況に応じ必要があるときは、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地についても、「市街地宅地評価法」によつて各筆の宅地の評点数を付設することができるものとする。

(一) 「市街地宅地評価法」による宅地の評点数の付設

1 「市街地宅地評価法」による宅地の評点数の付設の順序

「市街地宅地評価法」による宅地の評点数の付設は、次によるものとする。

- (1) 市町村の宅地を商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等に区分し、当該各地区について、その状況が相当に相違する地域ごとに、その主要な街路に沿接する宅地のうちから標準宅地を選定するものとする。
- (2) 標準宅地について、売買実例価額から評定する適正な時価を求め、これに基づいて当該標準宅地の沿接する主要な街路について路線価を付設し、これに比準して主要な街路以外の街路（以下「その他の街路」という。）の路線価を付設するものとする。
- (3) 路線価を基礎とし、「画地計算法」（別表第3）を適用して、各筆の宅地の評点数を付設するものとする。

2 標準宅地の選定

標準宅地は、次により選定するものとする。

- (1) 宅地の利用状況を基準とし、市町村の宅地を商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区（温泉街地区、門前仲見世地区、名勝地区等をいう。）等に区分する。この場合において、必要に応じ、商業地区にあつては繁華街、高度商業地区（Ⅰ、Ⅱ）、普通商業地区等に、住宅地区にあつては高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区等に、工業地区にあつては大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に、それぞれ区分するものとする。
- (2) (1)によつて区分した各地区を、街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等からみて相当に相違する地域ごとに区分し、当該地域の主要な街路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等の状況が当該地域において標準的なものと認められるものを選定するものとする。

3 路線価の付設

路線価は、主要な街路及びその他の街路の別に、それぞれ、次により付設するものとする。

- (1) 主要な街路について付設する路線価は、当該主要な街路に沿接する標準宅地の単位地積当たりの適正な時価に基づいて付設するものとする。この場合において、標準宅地が「画地計算法」を適用すべきものであるときは、当該標準宅地の沿接する主要な街路に付設する路線価は、当該標準宅地の適正な時価に基づき、仮りに当該標準宅地の位置に「画地計算法」を適用する必要がある宅地があるものとした場合における当該宅地の単位地積当た

りの適正な時価を算出し、これに基づいて付設するものとする。

標準宅地の適正な時価は、次によつて、宅地の売買実例価額から評定するものとする。

ア 売買が行われた宅地（以下「売買宅地」という。）の売買実例価額について、その内容を検討し、正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して、売買宅地の正常売買価格を求める。

イ 当該売買宅地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮し、アによつて求められた当該売買宅地の正常売買価格から標準宅地の適正な時価を評定する。

ウ イによつて標準宅地の適正な時価を評定する場合においては、基準宅地（三の２の（１）によつて標準宅地のうちから選定した基準宅地をいう。）との評価の均衡及び標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮する。

(2) その他の街路について付設する路線価は、近傍の主要な街路の路線価を基礎とし、主要な街路に沿接する標準宅地とその他の街路に沿接する宅地との間における街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等の相違を総合的に考慮して付設するものとする。

4 各筆の宅地の評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、路線価を基礎とし、「画地計算法」を適用して付設するものとする。この場合において、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、「画地計算法」の附表等について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

(二) 「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設

1 「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設の順序

「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設は、次によるものとする。

(1) 状況類似地区を区分するものとする。

(2) 状況類似地区ごとに標準宅地を選定するものとする。

(3) 標準宅地について、売買実例価額から評定する適正な時価に基づいて評点数を付設するものとする。

(4) 標準宅地の評点数に比準して、状況類似地区内の各筆の宅地の評点数を付設するものとする。

2 状況類似地区の区分

状況類似地区は、宅地の沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他宅地の利用上の便等を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる宅地の所在する地区ごとに区分するものとする。

3 標準宅地の選定

標準宅地は、状況類似地区ごとに、道路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等からみて、標準的なものと認められるものを選定するものとする。

4 標準宅地の評点数の付設

標準宅地の評点数は、次によつて、宅地の売買実例価額から評定する当該標準宅地の適正な時価に基づいて付設するものとする。

(1) 売買宅地の売買実例価額について、その内容を検討し、正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して、売買宅地の正常売買価格を求めるものとする。

(2) 当該売買宅地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮し、(1)によつて求められ

た当該売買宅地の正常売買価格から標準宅地の適正な時価を評定するものとする。

- (3) (2)によつて標準宅地の適正な時価を評定する場合においては、基準宅地（三の2の(1)によつて標準宅地のうちから選定した基準宅地をいう。）との評価の均衡及び標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮するものとする。

5 各筆の宅地の評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、標準宅地の単位地積当たり評点数に「宅地の比準表」（別表第4）により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じ、これに各筆の地積を乗じて付設するものとする。この場合において、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、「宅地の比準表」について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

三 評点一点当たりの価額の決定及び提示平均価額の算定

1 評点一点当たりの価額の決定

評点一点当たりの価額は、宅地の提示平均価額に宅地の総地積を乗じ、これをその付設総評点数（二によつて付設した各筆の宅地の評点数を合計した総評点数をいう。）で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、提示平均価額は、道府県庁所在の市及び東京都特別区（以下本節において「指定市」という。）にあつては、総務大臣が算定し、都道府県知事及び指定市の長に通知するものによるものとし、指定市以外の市町村にあつては、指定市の提示平均価額を参考として都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものによるものとする。

2 指定市の提示平均価額の算定

総務大臣は、次により、指定市の宅地の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して指定市の宅地の提示平均価額を算定するものとする。

- (1) 指定市の長は、「市街地宅地評価法」を適用して各筆の宅地の評点数を付設している場合にあつては最高の路線価を付設した街路に沿接する標準宅地を、「その他の宅地評価法」のみを適用して各筆の宅地の評点数を付設している場合にあつては単位地積当たりの適正な時価が最高である標準宅地を、基準宅地として選定するものとする。
- (2) 指定市の長は、二の（一）の3によつて付設した路線価及び評定した標準宅地（基準宅地を含む。）の適正な時価並びに二の（二）の4によつて評定した標準宅地（基準宅地を含む。）の適正な時価その他の総評価見込額の算定において必要な事項を総務大臣に報告するものとする。
- (3) 総務大臣は、指定市の長が評定した基準宅地の適正な時価（基準宅地の適正な時価に基づいて付設した路線価を含む。以下同様とする。）について検討し、次いで、当該指定市の長が評定した標準宅地の適正な時価（標準宅地の適正な時価に基づいて付設した路線価を含む。以下同様とする。）及び当該指定市の宅地の評点付設の状況等を検討するものとする。この場合において、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、指定市の長が評定した基準宅地の適正な時価について所要の調整を行い、これを基準として、標準宅地の適正な時価及び宅地の付設評点数について所要の調整を行うものとする。
- (4) 総務大臣は、次により、指定市の宅地の総評価見込額を算出するものとする。
- ア (2)によつて、指定市の長が報告した路線価（(3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の路線価）又は標準宅地（基準宅地を含む。）の適正な時価（(3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の価額）と当該街路

の前年度の路線価又は当該標準宅地の前年度の評価額との割合を求める。

イ 指定市の宅地をアの割合が同様であると認められる地区ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる地区は、路線価の異なる地域又は状況類似地区ごとに認定するものとするが、相互に当該割合が同様であると認められる地域又は状況類似地区は、これらを合わせ、一の地域又は一の状況類似地区内で当該割合が異なると認められる地区があるときは、当該割合が異なる地区ごとに区分する。

ウ アの割合が同様であると認められる地区ごとに、当該地区における宅地の前年度の評価額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該地区の宅地の評価見込額を算出する。

エ ウによつて算出した各地区の宅地の評価見込額を合計して当該指定市の宅地の総評価見込額を算出する。

- (5) (4)によつて、総務大臣が算定した総評価見込額と当該指定市の長が固定資産評価基準によつて算定した総評価額の見込額が相違する場合においては、総務大臣は、当該指定市における宅地の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは、当該指定市における総評価額の見込額を基礎として総評価見込額を修正するものとする。

3 指定市以外の市町村の提示平均価額の算定

(1) 都道府県知事は、指定市以外の市町村について、2と同様の方法によつて、市町村の宅地の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して当該市町村の宅地の提示平均価額を算定するものとする。この場合において、市町村長が評定した基準宅地の適正な時価を検討するに当たっては、指定市の基準宅地の適正な時価（2の(3)によつて、総務大臣が所要の調整をした場合においては、調整後の価額）との均衡を考慮するものとする。

(2) 総務大臣は、(1)によつて算定した指定市以外の市町村の提示平均価額及びその算定の基礎について報告するよう都道府県知事に求めることができる。

(3) 総務大臣は、(2)によつて都道府県知事から報告を受けた提示平均価額及びその算定の基礎について検討し、市町村間の評価の均衡上必要があるときは、提示平均価額について所要の修正を行うよう関係都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)による総務大臣の通知があつた場合においては、関係市町村の提示平均価額について所要の修正を行うものとする。

4 天災その他特別の事情がある場合の取扱い

(1) 天災その他特別の事情により、指定市の長が、2の(2)による報告を行うことができない場合、総務大臣は、1の規定にかかわらず、指定市を変更することができる。

(2) 天災その他特別の事情により、指定市以外の市町村の長が3の(1)に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該報告をすることができない市町村を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができるものとし、当該報告をすることができない市町村については、2の(2)による報告が行われ次第、当該報告をすることができない市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。

四 農業用施設の用に供する宅地の評価

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）内に存する農業

用施設（農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に規定する施設をいう。以下本節において同じ。）の用に供する宅地の評価は、付近の農地の価額を基準として求めた価額に当該宅地を農地から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市街化調整区域内に存する農業用施設の用に供する宅地（農用地区域内に存するものを除く。）で、当該宅地の近傍の土地との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でないと認められるものについては、本節一から三までにより評価するものとする。

五 生産緑地地区内の宅地の評価

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区（以下「生産緑地地区」という。）の区域内に存する宅地の評価は、当該生産緑地地区の区域内に存する同法第2条第1号に規定する農地等の価額を基準として求めた価額に当該宅地を当該農地等から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、生産緑地法第8条第1項ただし書に規定する行為に係る宅地で生産緑地地区の区域外に存する宅地との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でないと認められるもの又は同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除された宅地については、本節一から三までにより評価するものとする。

第4節 削除

第5節 鉱泉地

一 鉱泉地の評価

鉱泉地の評価は、当該鉱泉地の基準年度の前年度の価額に当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合を乗じて求める方法によるものとする。ただし、新たに鉱泉地となつた土地又は上記の方法によつて評価することが適当でないと市町村長が判断した鉱泉地については、当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地と状況が類似する温泉地に係る鉱泉地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。また、湯温又はゆう出量等に急激な変化が生じたことにより、当該基準年度の前年度における価額を基礎として求めた価額が適当でないと認められるときは、必要に応じ、当該価額に増減する額を加算し、又は控除した後の価額によつて当該鉱泉地の基準年度の価額を求める方法によるものとする。

二 こ掘した鉱泉地等の評価の特例

こ掘した鉱泉地又は未利用の鉱泉地については、一によつて求めた価額を、その実情に応じ、減額して評価するものとする。

第6節 池沼

池沼の評価は、池沼の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に池沼の売買実例価額がない場合においては、池沼の位置、形状、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

第7節 山林

一 山林の評価

山林の評価は、各筆の山林について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当たりの価額に乗じて各筆の山林の価額を求める方法によるものとする。ただし、宅地、農地等のうちに介在する山林及び市街地近郊の山林で、当該山林の近傍の宅地、農地等との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でない認められるものについては、当該山林の附近の宅地、農地等の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

二 評点数の付設

1 評点数の付設の順序

各筆の山林の評点数は、次によつて付設するものとする。

- (1) 状況類似地区を区分するものとする。
- (2) 状況類似地区ごとに標準山林を選定するものとする。
- (3) 標準山林について、売買実例価額から評定する適正な時価に基づいて評点数を付設するものとする。
- (4) 標準山林の評点数に比準して、状況類似地区内の各筆の山林の評点数を付設するものとする。

2 状況類似地区の区分

状況類似地区は、地勢、土層、林産物の搬出の便等の状況を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる山林の所在する地区ごとに区分するものとする。この場合において、状況類似地区は、小字の区域ごとに認定するものとし、相互に当該状況が類似していると認められる小字の区域は、これらを合わせ、小字の区域内において当該状況が著しく異なると認められるときは、当該状況が異なる地域ごとに区分するものとする。

3 標準山林の選定

標準山林は、状況類似地区ごとに、位置、地形、土層、林産物の搬出の便等の状況からみて比較的多数所在する山林のうちから、一の山林を選定するものとする。

4 標準山林の評点数の付設

標準山林の評点数は、次によつて、山林の売買実例価額から評定する当該標準山林の適正な時価に基づいて付設するものとする。

- (1) 売買の行われた山林（以下「売買山林」という。）の売買実例価額について、その内容を検討し、正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して、売買山林の正常売買価格を求めるものとする。この場合における正常売買価格は、山林として利用する場合における山林の正常売買価格であるので、売買山林が市街地の近郊等に所在するため、売買山林の売買実例価額が、山林として利用する場合における当該山林の売買価額を超える額であると認められる場合における当該売買山林の正常売買価格は、原則として、山林として利用する場合における当該山林の売買価額を基準として求めるものとする。
- (2) 当該売買山林と標準山林の位置、地形、土層、林産物の搬出の便等の相違を考慮し、(1)によつて求められた当該売買山林の正常売買価格から標準山林の適正な時価を評定するものとする。
- (3) (2)によつて標準山林の適正な時価を評定する場合においては、基準山林（三の2の(1)によつて標準山林のうちから選定した基準山林をいう。）との評価の均衡及び標準山林相互間の評価の均衡を総合的に考慮するものとする。

5 各筆の山林の評点数の付設

各筆の山林の評点数は、標準山林の単位地積当たり評点数に「山林の比準表」（別表第7の1）により求めた各筆の山林の比準割合を乗じ、これに各筆の山林の地積を乗じて付設するものとする。この場合において、市町村長は、山林の状況に応じ、必要があるときは、「山林の比準表」について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

市町村長は、平坦部に所在する山林等で、「山林の比準表」によつて各筆の山林の比準割合を求めることが困難なものがあるときは、「山林の比準表」の例によつて、最寄集落までの距離、沿接する道路の状況等の要素による林産物の搬出の便等を考慮のうえ、当該山林の比準表を作成して、これを適用するものとする。

三 評点一点当たりの価額の決定及び提示平均価額の算定

1 評点一点当たりの価額の決定

評点一点当たりの価額は、山林の提示平均価額に山林の総地積を乗じ、これをその付設総評点数（二によつて付設した各筆の山林の評点数を合計した総評点数をいう。）で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、提示平均価額は、「山林の指定市町村表」（別表第7の2）に掲げる市町村（以下本節において「指定市町村」という。）にあつては、総務大臣が算定し、都道府県知事及び指定市町村の長に通知するものによるものとし、指定市町村以外の市町村にあつては、指定市町村の提示平均価額を参考として都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものによるものとする。

2 指定市町村の提示平均価額の算定

総務大臣は、次により、指定市町村の山林の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して、指定市町村の山林の提示平均価額を算定するものとする。

- (1) 指定市町村の長は、二の3によつて選定した標準山林のうち、地勢、土層、林産物の搬出の便等の状況からみて上級に属するもののうちから一の標準山林を基準山林として選定するものとする。
- (2) 指定市町村の長は、二の4によつて指定市町村の長が評定した標準山林（基準山林を含む。）の適正な時価その他の総評価見込額の算定において必要な事項を総務大臣に報告するものとする。
- (3) 総務大臣は、指定市町村の長が評定した基準山林の適正な時価について検討し、次いで、当該指定市町村の長が評定した標準山林の適正な時価、当該指定市町村の山林の評点付設の状況等を検討するものとする。この場合において、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、指定市町村の長が評定した基準山林の適正な時価について所要の調整を行い、これを基準として、標準山林の適正な時価及び山林の付設評点数について所要の調整を行うものとする。
- (4) 総務大臣は、次により、指定市町村の山林の総評価見込額を算出するものとする。
 - ア (2)によつて、指定市町村の長が報告した標準山林（基準山林を含む。）の適正な時価（(3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の価額）と当該標準山林の前年度の評価額との割合を求める。
 - イ 指定市町村の山林をアの割合が同様であると認められる地区ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる地区は、状況類似地区ごとに認定するものとするが、相互に当該割合が同様であると認められる状況類似地区は、これらを合わせ、

一の状況類似地区内で当該割合が異なると認められる地区があるときは、当該割合が異なる地区ごとに区分する。

ウ アの割合が同様であると認められる地区ごとに、当該地区における山林の前年度の評価額の合計額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該地区の山林の評価見込額を算出する。

エ ウによつて算出した各地区の評価見込額を合計して当該指定市町村の山林の総評価見込額を算出する。

- (5) (4)によつて総務大臣が算定した総評価見込額と当該指定市町村の長が固定資産評価基準によつて算定した総評価額の見込額が相違する場合においては、総務大臣は、当該指定市町村における山林の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは、当該指定市町村における総評価額の見込額を基礎として総評価見込額を修正するものとする。

3 指定市町村以外の市町村の提示平均価額の算定

(1) 都道府県知事は、指定市町村以外の市町村について、2と同様の方法によつて、市町村の山林の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して当該市町村の山林の提示平均価額を算定するものとする。この場合において、市町村長が評定した基準山林の適正な時価を検討するに当たっては、指定市町村の基準山林の適正な時価（2の(3)によつて、総務大臣が所要の調整をした場合においては、調整後の価額）との均衡を考慮するものとする。

(2) 総務大臣は、(1)によつて算定した指定市町村以外の市町村の提示平均価額及びその算定の基礎について報告するよう都道府県知事に求めることができる。

(3) 総務大臣は、(2)によつて都道府県知事から報告を受けた提示平均価額及びその算定の基礎について検討し、市町村間の評価の均衡上必要があるときは、提示平均価額について所要の修正を行うよう関係都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)による総務大臣の通知があつた場合においては、関係市町村の提示平均価額について所要の修正を行うものとする。

4 天災その他特別の事情がある場合の取扱い

天災その他特別の事情により、指定市町村以外の市町村の長が3の(1)に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該報告をすることができない市町村を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができるものとし、当該報告をすることができない市町村については、2の(2)による報告が行われ次第、当該報告をすることができない市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。

第8節 牧場

牧場の評価は、牧場の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に牧場の売買実例価額がない場合においては、牧場の位置、土性、地形等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

第9節 原野

原野の評価は、原野の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に原野の売買実例価額がない場合においては、原野の位置、その

利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

第10節 雑種地

一 雑種地の評価

雑種地の評価は、二及び三に掲げる土地を除き、雑種地の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に売買実例価額がない場合においては、土地の位置、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

二 ゴルフ場等用地の評価

ゴルフ場、遊園地、運動場、野球場、競馬場及びその他これらに類似する施設（以下「ゴルフ場等」という。）の用に供する一団の土地（当該一団の土地のうち当該ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分を除く。以下「ゴルフ場等用地」という。）の評価は、当該ゴルフ場等を開設するに当たり要した当該ゴルフ場等用地の取得価額に当該ゴルフ場等用地の造成費（当該ゴルフ場等用地の造成に通常必要と認められる造成費によるものとし、芝購入費、芝植付費及び償却資産として固定資産税の課税客体となるものに係る経費を除く。）を加算した価額を基準とし、当該ゴルフ場等の位置、利用状況等を考慮してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、取得価額及び造成費は、当該ゴルフ場等用地の取得後若しくは造成後において価格事情に変動があるとき、又はその取得価額若しくは造成費が不明のときは、附近の土地の価額又は最近における造成費から評定した価額によるものとする。

三 鉄軌道用地の評価

1 次に掲げる鉄道又は軌道による運送の用（以下単に「運送の用」という。）に供する土地（以下「鉄軌道用地」という。）の評価は、2に定めるものを除き、当該鉄軌道用地に沿接する土地の価額の3分の1に相当する価額によつてその価額を求める方法によるものとする。この場合において、「鉄軌道用地に沿接する土地の価額」は、当該鉄軌道用地をその沿接する土地の地目、価額の相違等に基づいて区分し、その区分した鉄軌道用地に沿接する土地の価額、その区分した鉄軌道用地の地積等を総合的に考慮して求めるものとする。

(1) 線路敷（工場の敷地内にあるものを除く。）の用に供する土地

(2) 停車場建物、転・遷車台、給炭水設備、給油設備、検車洗浄設備又はプラットホーム・積卸場の用に供する土地

(3) (1)又は(2)の土地に接する土地で、変電所、車庫、倉庫（資材置場を含む。）、踏切番舎又は保線区、検車区、車掌区、電力区、通信区等の現業従業員の詰所の用に供するもの

2 鉄軌道用地のうち複合利用鉄軌道用地の評価は、次の(1)から(3)までに定めるところによるものとする。ただし、「小規模な鉄道施設を有する建物」（別表第7の3）に該当する建物の敷地については、地目は宅地とし、その評価は第3節に定める方法によるものとする。

(1) 複合利用鉄軌道用地とは、次に掲げるものをいう。

ア 複合利用建物（運送の用に供する部分と鉄道又は軌道による運送以外の用（以下単に「運送以外の用」という。）に供する部分を有する建物をいう。以下本節及び別表第7の3において同じ。）の敷地である鉄軌道用地（イに該当するものを除く。）

イ 鉄軌道用地でその上部に設置された人工地盤等の上に複合利用建物等（複合利用建物又は運送以外の用にのみ供する建物をいう。以下同じ。）があるものその他人工地盤等の上

を運送以外の用に供するもの又は鉄軌道用地で近接する土地にある複合利用建物等の一部がその上部にあるもの

ウ 鉄軌道の高架下にある鉄軌道用地で、当該土地に運送以外の用にのみ供する建物があるものその他当該土地を運送以外の用に供するもの（アに該当するものを除く。）

(2) 複合利用建物に該当するかどうかについては、次に定めるところによるものとする。

ア 原則として一棟の建物ごとに判断するものとする。ただし、利用状況や形状等からみて当該建物を区分することができる場合には、これを区分し、当該区分された部分をそれぞれ一棟の建物とみなす。

イ 次の部分については、運送の用に供する部分とみなす。

(ア) 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分（運送以外の用に供する部分が連たんする場合には、当該連たんする一団の部分）で床面積が10平方メートル以下のもの

(イ) プラットホームの一部で運送以外の用に供する部分

ウ 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分の合計床面積が250平方メートル未満の建物は、そのすべてを運送の用に供する建物とみなす。

(3) 複合利用鉄軌道用地の評価は、原則として次のアの評価単位ごとに行い、イにより複合利用鉄軌道用地の地積を運送の用に供する部分の面積と運送以外の用に供する部分の面積であん分し、ウによりそれぞれの地積に対応する価額を算出し、これらの価額を合算してその価額を求める方法によるものとする。

ア 評価単位

(ア) (1)アに掲げる鉄軌道用地の評価は、当該建物（(2)アただし書により一棟の建物とみなされたものを含む。）の敷地ごとに行うものとする。

(イ) (1)イに掲げる鉄軌道用地の評価は、人工地盤等が設置されている場合には、当該人工地盤等をその上の利用状況等に応じて区分し、その区分した部分を地表面に水平投影した範囲ごとに行うものとする。また、近接する土地にある複合利用建物等の一部が鉄軌道用地の上部にある場合には、当該部分を地表面に水平投影した範囲ごとに行うものとする。

(ウ) (1)ウに掲げる鉄軌道用地の評価は、当該土地の利用状況等に応じて当該土地を区分し、その区分した土地ごとに行うものとする。

イ 複合利用鉄軌道用地の地積のあん分

複合利用鉄軌道用地の地積をあん分する場合において、運送の用に供する部分と運送以外の用に供する部分のそれぞれの面積の算定は、建物にあつては床面積、建物以外にあつてはその面積を用いて行うものとする。

ただし、建物の屋上が、駐車場に利用される等運送以外の用に供されている場合は当該部分の面積を運送以外の用に供する部分の面積に算入し、運送の用に供されている場合は当該部分の面積を運送の用に供する部分の面積に算入する。

この場合において、運送の用に供する部分とみなすものについては、(2)イ及びウの例によるものとする。

ウ 運送の用に供する部分又は運送以外の用に供する部分に相当する地積に対応する価額の算出

- (ア) 運送の用に供する部分に相当する地積に対応する価額は、複合利用鉄軌道用地を含む鉄軌道用地に沿接する土地の価額の3分の1に相当する価額によつて求めるものとする。この場合において、「鉄軌道用地に沿接する土地の価額」は、1の例により求めるものとする。
- (イ) 運送以外の用に供する部分に相当する地積に対応する価額は、複合利用鉄軌道用地の附近の土地の価額に比準して求めるものとする。この場合において、必要に応じて当該土地の利用状況、形状及び利用上の阻害要因の状況などを考慮して価額を求めるものとする。

第11節 その他

一 砂防指定地の評価

砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額から当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて当該価額の2分の1を限度とする価額を減額してその価額を求める方法によるものとする。ただし、当該土地の地積が特定できない場合には、この限りでない。

二 特別緑地保全地区内の土地の評価

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第6条第1項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下「特別緑地保全地区」という。）内の土地のうち山林の評価は、当該土地が特別緑地保全地区として定められていないとした場合の価額の2分の1に相当する価額によつて、宅地等の評価は、当該土地が特別緑地保全地区として定められていないとした場合の価額に、当該土地の総地積に対する樹木の生育している部分の地積の割合に応じて、「画地計算法」（別表第3）の「がけ地補正率表」（附表7）を適用した場合に得られる補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

三 大規模工場用地の評価

大工場地区に所在する工場用地のうち大規模な工場用地として利用される土地（おおむね20万平方メートル以上のものに限る。以下「大規模工場用地」という。）の評価は、用途地区、第3節二（一）2（2）という地域等の区分を適切に行い、規模による価格の格差を反映させる方法によるものとする。

ただし、規模の異なる大規模工場用地が連たんする場合等、さらに価格の格差を反映させる必要がある場合には、「大規模工場用地規模格差補正率表」（別表第7の4）によつて求めた補正率によつて、標準宅地の価格の補正を行い評価額を求める方法によるものとする。この場合において、市町村長は、大規模工場用地の状況に応じ、必要があるときは、「大規模工場用地規模格差補正率表」について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

四 保安空地等の評価

法令の規定に基づいて、公共の危害防止のために著しく広大な土地を保安上保有すべきことを義務づけられている者の所有する土地で総務大臣が定めるものの評価は、附近の類似の土地の価額の2分の1に相当する価額によつて、その価額を求める方法によるものとする。

第12節 経過措置

一 宅地の評価において、第3節二（一）3(1)及び第3節二（二）4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。この場合において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする。

二 令和6年度の宅地の評価においては、市町村長は、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。

なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。

1 宅地の価額の修正は、次によるものとする。

- (1) 宅地の価額の下落状況を把握する。
- (2) 宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。

2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、令和5年1月1日から令和5年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

3 宅地の区分及び修正率の適用については、次に掲げる地域の区分によるものとする。

(1) 第3節二（一）に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域

① 宅地の区分は、第3節二（一）2(1)に規定する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等（これらを必要に応じ、更に繁華街、高度商業地区（Ⅰ、Ⅱ）、普通商業地区、高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区、大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に区分した場合には、当該区分した後の地区。以下これらを「用途地区」という。）を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価額の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

② ①の区分ごとに、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた価額に、市町村長が2によつて把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

(2) 第3節二（二）に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

① 宅地の区分は、第3節二（二）2に規定する状況類似地区（以下「状況類似地区」という。）を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価額の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

② ①の区分ごとに、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた価額に、市町村長が2によつて把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

三 鉱泉地の評価において用いる当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額及び前基準年度における価額は、第3節及び本節一によつて求めた評価額とする。

別表第1の1 田の比準表

- 1 各筆の田の比準割合は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、各筆の田の各項目の数値は、該当する「標準田の状況」欄に対応する「比準田の状況」欄の数値によるものとする。
 [算式] 比準割合 = (1.00 + 日照の状況 + 田面の乾湿) × (1.00 + 面積 + 耕うんの難易) × 災害
- 2 比準割合は、一枚の田（耕作の単位となつて一枚の田をいう。以下同様とする。）ごとに、この比準表を適用して求めるものとする。この場合において、一筆の田を二枚以上に区分して利用しているときは、原則として、一枚ごとに求めた比準割合をそれぞれの面積によつて加重平均して、当該筆の田の比準割合を求めるものとするが、中庸と認められる一枚の田が得られる場合には、当該一枚の田について求めた比準割合によることができるものとする。

項目	標準田の状況 \ 比準田の状況	よく日があたる	多少日かげになる	かなり日かげになる	はなはだしく日かげになる	判定基準		
日照の状況	よく日があたる	0	- 0.03	- 0.06	- 0.09	日照の状況は田の中央部において、山、樹木、建物等のひ蔭物によつて太陽光線が遮へいされる状況により、おおむね次の基準によつて判定するものとする。 よく日があたる・・・夏期における日照時間がおおむね9時間以上のとき 多少日かげになる・・・夏期における日照時間がおおむね5時間以上9時間未満のとき かなり日かげになる・・・夏期における日照時間がおおむね3時間以上5時間未満のとき はなはだしく日かげになる・・・夏期における日照時間がおおむね3時間未満のとき		
	多少日かげになる	+ 0.03	0	- 0.03	- 0.06			
	かなり日かげになる	+ 0.06	+ 0.03	0	- 0.03			
	はなはだしく日かげになる	+ 0.10	+ 0.07	+ 0.03	0			
田面の乾湿	標準田の状況 \ 比準田の状況	地下水位の低い乾田	地下水位の低い乾田	半湿田	湿田	たん水田	沼田	田面の乾湿は、おおむね次の基準によつて判定するものとする。 地下水位の低い乾田・・・地下水が地表からおおむね50センチメートル以内でない田 地下水位の高い乾田・・・地下水が地表からおおむね50センチメートル以内にある田 半湿田・・・乾田と湿田の中間の状況の田 湿田・・・年間を通じて常に湿潤な田 たん水田・・・年間を通じて常に地表に水のある田 なお、地下水とは、地表に極めて近い部分に常時停滞している水（いわゆる宙水）をいう。
	地下水位の低い乾田	0	-0.02	-0.05	-0.08	-0.11	-0.15	
	地下水位の高い乾田	+0.02	0	-0.03	-0.06	-0.09	-0.13	
	半湿田	+0.05	+0.03	0	-0.03	-0.06	-0.10	
	湿田	+0.09	+0.06	+0.03	0	-0.03	-0.07	
	たん水田	+0.12	+0.10	+0.07	+0.03	0	-0.04	
	沼田	+0.17	+0.15	+0.11	+0.08	+0.05	0	
面積積	標準田の状況 \ 比準田の状況	694㎡以上	297㎡以上 694㎡未満	99㎡以上 297㎡未満	99㎡未満			
	694㎡以上	0	- 0.03	- 0.10	- 0.20			
	297㎡以上 694㎡未満	+ 0.03	0	- 0.07	- 0.18			
	99㎡以上 297㎡未満	+ 0.11	+ 0.08	0	- 0.11			
	99㎡未満	+ 0.25	+ 0.21	+ 0.13	0			
耕うんの難易	標準田の状況 \ 比準田の状況	機械耕、畜力耕が容易にできる	機械耕、畜力耕ができる	人力耕であればできる	人力耕によつてようやくできる	耕うんの難易は、農道の状態、田の形状、障害物の有無、土性の状態等を総合的に考慮して判定するものとする。		
	機械耕、畜力耕が容易にできる	0	- 0.07	- 0.16	- 0.22			
	機械耕、畜力耕ができる	+ 0.07	0	- 0.10	- 0.17			
	人力耕であればできる	+ 0.19	+ 0.11	0	- 0.08			
人力耕によつてようやくできる	+ 0.29	+ 0.20	+ 0.08	0				
災害	標準田の状況 \ 比準田の状況	ない	ややある	相当にある	はなはだしい	災害の程度は、おおむね、過去5年間の災害の回数、災害による減収の状況等を考慮して判定するものとする。		
	ない	1.00	0.90	0.80	0.70			
	ややある	1.11	1.00	0.89	0.78			
	相当にある	1.25	1.13	1.00	0.88			
	はなはだしい	1.43	1.29	1.14	1.00			

別表第1の2 畑の比準表

1 各筆の畑の比準割合は、次の算式によって求めるものとする。この場合において、各筆の畑の各項目の数値は、該当する「標準畑の状況」欄に対応する「標準畑の状況」欄の数値によるものとする。

2 比準割合は、一枚の畑（耕作の単位）となつていて傾斜が急な畑をいう。以下同様とする。）ごとに、この比準表を適用して求めるものとする。この場合において、一筆の畑を二枚以上に区分して利用しているときは、原則として、一枚ごとに求めた比準割合をそれぞれの面積に加重平均して、当該筆の畑の比準割合を求めるものとする。

項目	標準畑の状況		比準畑の状況				判定基準		
	よく日があたる	多少日かげになる	かなり日かげになる	はなはだしく日かげになる	な	い			
日照の状況	よく日があたる	0	—	0.04	—	0.08	—	0.12	日照の状況は、畑の中央部において、山、樹木、建物等のひ陰物によつて太陽光線が遮へいされる状況により、おおむね、次の基準によつて判定するものとする。よく日があたる・・・夏期における日照時間がおおむね9時間以上になるとき 多少日かげになる・・・夏期における日照時間がおおむね5時間以上9時間未満のとき かなり日かげになる・・・夏期における日照時間がおおむね3時間以上5時間未満のとき はなはだしく日かげになる・・・夏期における日照時間がおおむね3時間未満のとき
	多少日かげになる	+ 0.04		0	—	0.04	—	0.08	
	かなり日かげになる	+ 0.09	+ 0.04		0	—	0.04		
	はなはだしく日かげになる	+ 0.14	+ 0.09	+ 0.05			0		
農地の傾斜	な	い	0	—	0.05	—	0.09	—	農地の傾斜は、農地自体の傾斜の程度により判定するものとする。この場合において、傾斜角度が5度程度までは傾斜がないものとし、はなはだしく急な傾斜とする、傾斜角度が20度程度をこえる場合をいうものとする。
	緩やかな傾斜	+ 0.05		0	—	0.04	—	0.09	
	急な傾斜	+ 0.10	+ 0.04		0	—	0.05		
	はなはだしく急な傾斜	+ 0.16	+ 0.10	+ 0.06			0		
保水・排水の良否	極めて良好	0	—	0.05	—	0.11	—	0.18	保水・排水の良否は、乾湿の状況、作付可能な作物の種類が多寡を考慮して判定するものとする。
	普通	+ 0.05		0	—	0.07	—	0.14	
	やや不良	+ 0.13	+ 0.08		0	—	0.08		
	極めて不良	+ 0.22	+ 0.16	+ 0.08			0		
面積積	694㎡以上	0	—	0.03	—	0.10	—	0.20	耕作の難易は、農道の状態、畑の形状、障害物の有無、土性の状態等を総合的に考慮して判定するものとする。
	297㎡以上 694㎡未満	+ 0.03		0	—	0.07	—	0.18	
	99㎡以上 297㎡未満	+ 0.11	+ 0.08		0	—	0.11		
	99㎡未満	+ 0.25	+ 0.21	+ 0.13			0		
耕作の難易	機械耕、畜力耕が容易にできる	0	—	0.07	—	0.16	—	0.22	耕作の難易は、農道の状態、畑の形状、障害物の有無、土性の状態等を総合的に考慮して判定するものとする。
	機械耕、畜力耕ができる	+ 0.07		0	—	0.10	—	0.17	
	人力耕であればできる	+ 0.19	+ 0.11		0	—	0.08		
	人力耕によつてようやくできる	+ 0.29	+ 0.20	+ 0.08			0		
災害	な	い	1.00	0.90	0.80		0.75	災害の程度は、おおむね、過去5年間の災害の回数、災害による減収の状況等を考慮して判定するものとする。	
	ややある	1.11	1.00	0.89		0.83			
	相当にある	1.25	1.13	1.00		0.94			
	はなはだしい	1.33	1.20	1.07		1.00			

別表第2 田又は畑の指定市町村表

(田)

都道府県名	市町村名
北海道	美唄市
青森県	つがる市
岩手県	花巻市
宮城県	遠田郡 美里町
秋田県	大仙市
山形県	酒田市
福島県	伊達郡 桑折町
茨城県	桜川市
栃木県	芳賀郡 芳賀町
群馬県	高崎市
埼玉県	熊谷市
千葉県	香取郡 多古町
東京都	八王子市
神奈川県	平塚市
新潟県	新潟市
富山県	下新川郡 入善町
石川県	能美市
福井県	南条郡 南越前町
山梨県	南アルプス市
長野県	松本市
岐阜県	大垣市
静岡県	袋井市
愛知県	安城市
三重県	伊賀市

都道府県名	市町村名
滋賀県	東近江市
京都府	南丹市
大阪府	貝塚市
兵庫県	小野市
奈良県	磯城郡 田原本町
和歌山県	橋本市
鳥取県	鳥取市
島根県	大田市
岡山県	加賀郡 吉備中央町
広島県	安芸高田市
山口県	山口市
徳島県	阿南市
香川県	三豊市
愛媛県	伊予市
高知県	高岡郡 四万十町
福岡県	朝倉市
佐賀県	小城市
長崎県	佐世保市
熊本県	上益城郡 益城町
大分県	宇佐市
宮崎県	都城市
鹿児島県	姶良郡 湧水町
沖縄県	名護市

(畑)

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	河東郡 音更町
青 森 県	青森市
岩 手 県	北上市
宮 城 県	大崎市
秋 田 県	横手市
山 形 県	米沢市
福 島 県	西白河郡 矢吹町
茨 城 県	桜川市
栃 木 県	下野市
群 馬 県	高崎市
埼 玉 県	深谷市
千 葉 県	茂原市
東 京 都	武蔵村山市
神 奈 川 県	海老名市
新 潟 県	新潟市
富 山 県	富山市
石 川 県	加賀市
福 井 県	大野市
山 梨 県	甲州市
長 野 県	塩尻市
岐 阜 県	不破郡 垂井町
静 岡 県	掛川市
愛 知 県	西尾市
三 重 県	亀山市

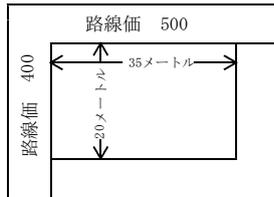
都道府県名	市 町 村 名
滋 賀 県	野洲市
京 都 府	木津川市
大 阪 府	岸和田市
兵 庫 県	豊岡市
奈 良 県	宇陀市
和 歌 山 県	伊都郡 かつらぎ町
鳥 取 県	東伯郡 北栄町
島 根 県	雲南市
岡 山 県	加賀郡 吉備中央町
広 島 県	尾道市
山 口 県	美祢市
徳 島 県	吉野川市
香 川 県	三豊市
愛 媛 県	西条市
高 知 県	高岡郡 四万十町
福 岡 県	朝倉市
佐 賀 県	伊万里市
長 崎 県	雲仙市
熊 本 県	菊池郡 菊陽町
大 分 県	豊後大野市
宮 崎 県	東諸県郡 国富町
鹿 児 島 県	肝属郡 錦江町
沖 縄 県	中頭郡 中城村

別表第2の2 田園住居地域内市街化区域農地補正率表

地積	補正率
300㎡未満	1.00
300㎡以上	$\frac{\text{地積} \times 0.50 + 150}{\text{地積}}$

$$\begin{aligned}
 & \text{(1)} \quad \text{(2)} \\
 \text{(3) } & \text{1平方メートル当たり} \\
 & \text{評点} \quad \text{点} \quad \text{数} = 970 + 72 \\
 & = 1,042 \\
 & \text{(1平方メートル当たり評点数) (地積)} \\
 \text{(4) 評} & \quad \text{点} \quad \text{数} = 1,042 \quad \times (20 \times 35) \\
 & = 729,400
 \end{aligned}$$

例題3 普通商業地区における正面路線価 500点、側方路線価 400点の準角地（一系統の路線の屈折部の内側に位置する例題図のような画地をいうものとする。）の計算例

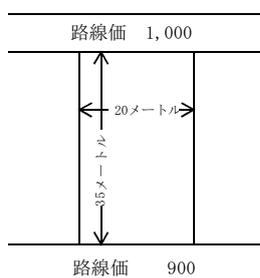


$$\begin{aligned}
 & \text{(正面路線価)} \quad \left(\text{奥行20メートルの場合の奥行価格補正率} \right) \\
 \text{(1) 基本1平方メートル} & = 500 \quad \times \quad 1.00 \\
 & \text{当たり評点数} = 500 \\
 & \text{(側方路線価)} \quad \left(\text{奥行35メートルの場合の奥行価格補正率} \right) \quad \left(\text{側方路線影響加算率} \right) \\
 \text{(2) 加算1平方メートル} & = 400 \quad \times \quad 0.97 \quad \times \quad 0.04 \\
 & \text{当たり評点数} = 16 \\
 & \text{(1)} \quad \text{(2)} \\
 \text{(3) 1平方メートル当たり} & = 500 + 16 \\
 & \text{評点} \quad \text{点} \quad \text{数} = 516 \\
 & \text{(1平方メートル当たり評点数) (地積)} \\
 \text{(4) 評} & \quad \text{点} \quad \text{数} = 516 \quad \times (35 \times 20) \\
 & = 361,200
 \end{aligned}$$

5 二方路線影響加算法

正面と裏面に路線がある画地（以下「二方路線地」という。）の価額は、裏路線（路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。）の影響により、正面路線のみに接する画地の価額よりも高くなるものである。二方路線地については、正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、二方路線影響加算率によって補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、裏路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「二方路線影響加算率表」（附表3）によって求めた二方路線影響加算率によって補正する評点数によるものとする。

例題4 普通商業地区における正面路線価 1,000点、裏路線価 900点の場合の計算例

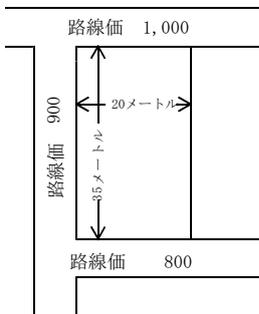


$$\begin{aligned}
 & \text{(正面路線価)} \quad \left(\text{奥行35メートルの場合の奥行価格補正率} \right) \\
 \text{(1) 基本1平方メートル} & = 1,000 \quad \times \quad 0.97 \\
 & \text{当たり評点数} = 970 \\
 & \text{(裏路線価)} \quad \left(\text{奥行35メートルの場合の奥行価格補正率} \right) \quad \left(\text{二方路線影響加算率} \right) \\
 \text{(2) 加算1平方メートル} & = 900 \quad \times \quad 0.97 \quad \times \quad 0.05 \\
 & \text{当たり評点数} = 44 \\
 & \text{(1)} \quad \text{(2)} \\
 \text{(3) 1平方メートル当たり} & = 970 + 44 \\
 & \text{評点} \quad \text{点} \quad \text{数} = 1,014 \\
 & \text{(1平方メートル当たり評点数) (地積)} \\
 \text{(4) 評} & \quad \text{点} \quad \text{数} = 1,014 \quad \times (20 \times 35) \\
 & = 709,800
 \end{aligned}$$

6 三方又は四方において路線に接する画地の評点算出法

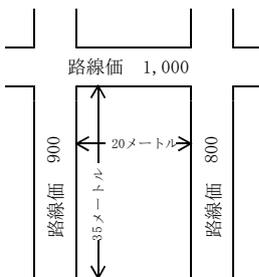
三方又は四方において路線に接する画地は、側方路線影響加算法及び二方路線影響加算法を併用して当該画地の単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

例題5 普通商業地区における正面路線価 1,000点、側方路線価 900点、裏路線価 800点の場合の計算例



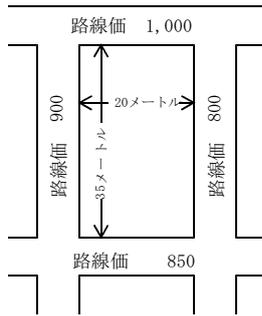
$$\begin{aligned}
 & \text{(正面路線価)} \quad \left[\begin{array}{l} \text{奥行35メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right] \\
 (1) \quad & \text{基本1平方メートル} \\ & \text{当たり評点数} = 1,000 \quad \times \quad 0.97 \\ & \quad \quad \quad = 970 \\
 & \text{(側方路線価)} \quad \left[\begin{array}{l} \text{奥行20メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{側方路線影} \\ \text{響加算率} \end{array} \right] \\
 (2) \quad & \text{側方路線加算1平方} \\ & \text{メートル当たり評点数} = 900 \quad \times \quad 1.00 \quad \times \quad 0.08 \\ & \quad \quad \quad = 72 \\
 & \text{(裏路線価)} \quad \left[\begin{array}{l} \text{奥行35メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{二方路線影} \\ \text{響加算率} \end{array} \right] \\
 (3) \quad & \text{二方路線加算1平方} \\ & \text{メートル当たり評点数} = 800 \quad \times \quad 0.97 \quad \times \quad 0.05 \\ & \quad \quad \quad = 39 \\
 & \quad \quad \quad (1) \quad (2) \quad (3) \\
 (4) \quad & \text{1平方メートル当たり} \\ & \text{評点} \quad \text{数} = 970 + 72 + 39 \\ & \quad \quad \quad = 1,081 \\
 & \quad \quad \quad (1平方メートル当たり評点数) \quad (地積) \\
 (5) \quad & \text{評点} \quad \text{数} = 1,081 \quad \times \quad (20 \times 35) \\ & \quad \quad \quad = 756,700
 \end{aligned}$$

例題6 普通商業地区における正面路線価 1,000点、側方路線価 900点及び 800点の場合の計算例



$$\begin{aligned}
 & \text{(正面路線価)} \quad \left[\begin{array}{l} \text{奥行35メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right] \\
 (1) \quad & \text{基本1平方メートル} \\ & \text{当たり評点数} = 1,000 \quad \times \quad 0.97 \\ & \quad \quad \quad = 970 \\
 & \text{(側方路線価)} \quad \left[\begin{array}{l} \text{奥行20メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{側方路線影} \\ \text{響加算率} \end{array} \right] \\
 (2) \quad & \text{側方路線加算1平方} \\ & \text{メートル当たり評点数} = 900 \quad \times \quad 1.00 \quad \times \quad 0.08 \\ & \quad \quad \quad = 72 \\
 & \text{(側方路線価)} \quad \left[\begin{array}{l} \text{奥行20メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{側方路線影} \\ \text{響加算率} \end{array} \right] \\
 (3) \quad & \text{側方路線加算1平方} \\ & \text{メートル当たり評点数} = 800 \quad \times \quad 1.00 \quad \times \quad 0.08 \\ & \quad \quad \quad = 64 \\
 & \quad \quad \quad (1) \quad (2) \quad (3) \\
 (4) \quad & \text{1平方メートル当たり} \\ & \text{評点} \quad \text{数} = 970 + 72 + 64 \\ & \quad \quad \quad = 1,106 \\
 & \quad \quad \quad (1平方メートル当たり評点数) \quad (地積) \\
 (5) \quad & \text{評点} \quad \text{数} = 1,106 \quad \times \quad (20 \times 35) \\ & \quad \quad \quad = 774,200
 \end{aligned}$$

例題7 普通商業地区における正面路線価 1,000点、側方路線価 900点及び 800点、裏路線価 850点の場合の計算例



	(正面路線価)	$\left[\begin{array}{l} \text{奥行35メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right]$		
(1) 基本1平方メートル	あたり評点数	=1,000	×	0.97
		=970		
	(側方路線価)	$\left[\begin{array}{l} \text{奥行20メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right]$		$\left[\begin{array}{l} \text{側方路線影} \\ \text{響加算率} \end{array} \right]$
(2) 側方路線加算1平方	メートルあたり評点数	=900	×	1.00
		=72	×	0.08
	(側方路線価)	$\left[\begin{array}{l} \text{奥行20メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right]$		$\left[\begin{array}{l} \text{側方路線影} \\ \text{響加算率} \end{array} \right]$
(3) 側方路線加算1平方	メートルあたり評点数	=800	×	1.00
		=64	×	0.08
	(裏路線価)	$\left[\begin{array}{l} \text{奥行35メートルの場合} \\ \text{の奥行価格補正率} \end{array} \right]$		$\left[\begin{array}{l} \text{二方路線影} \\ \text{響加算率} \end{array} \right]$
(4) 二方路線加算1平方	メートルあたり評点数	=850	×	0.97
		=41	×	0.05
	(1)	(2)	(3)	(4)
(5) 1平方メートルあたり	評点数	=970	+	72
		=1,147	+	64
			+	41
				=1,147
	(1平方メートルあたり評点数)	(地積)		
(6) 評点	数	=1,147	×	(20×35)
		=802,900		

7 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法

不整形地（三角地及び逆三角地を含む。以下同様とする。）、無道路地（路線に接しない画地をいう。以下同様とする。）、間口が狭小な宅地等については、その形状等に応じ、次によって評点数を求めるものとする。

(1) 不整形地の評点算出法

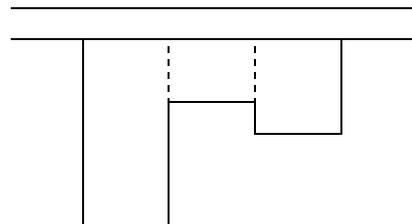
① 不整形地の価額については、整形地に比して一般に低くなるものであるため、奥行価格補正割合法等によって計算した単位あたり評点数に「不整形地補正率表」（附表4）によって求めた不整形地補正率を乗じて当該不整形地の単位地積あたり評点数を求めるものとする。

この場合において、当該画地が「間口狭小補正率表」（附表5）、「奥行長大補正率表」（附表6）の適用があるときは、間口狭小補正率、奥行長大補正率、両補正率を乗じた結果の率、間口狭小補正率と不整形地補正率を乗じた結果の率及び不整形地補正率のうち、補正率の小なる率（下限0.60）を乗じて評点数を求めるものとする。

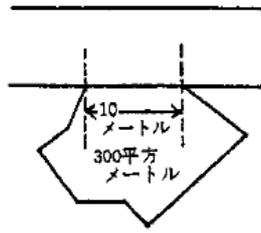
② なお、奥行価格補正割合法の適用に当たっては、その画地の不整形の程度、位置及び地積の大小に応じ、次のいずれかの方法によって求めることとする。

ア 次の図の例のように、不整形地を区分して整形地が得られるときは、その区分して得られた整形地について評点数を求める。

——— 線 不 整 形 地
 - - - - - 線 整 形 地 に 区 分 し た 線



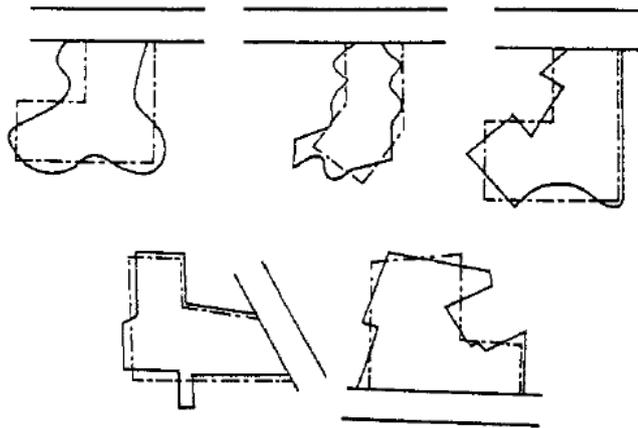
イ 次の図のような不整形地については、不整形地の地積をその間口距離で除して得た計算上の奥行距離を基礎として評点数を求める。



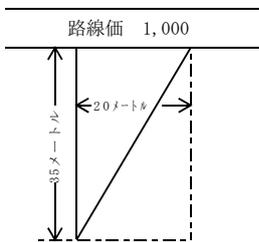
$$\begin{aligned} \text{奥行距離} &= \frac{300}{10} \\ &= 30(\text{メートル}) \end{aligned}$$

ウ 次のような不整形地については、これに近似する整形地について評点数を求める。

—— 線 不整形地
- - - 線 近似整形地



例題 8 普通商業地区における路線価 1,000点の場合の計算例

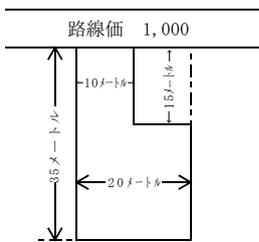


—— 線 不整形地
- - - 線 想定整形地

本図の場合においては、面積は350平方メートルであり、間口距離は20メートルであるから、平均的な奥行距離は17.5メートルである。想定整形地面積は 700平方メートルであるから、不整形地補正率は0.80である。

$$\begin{aligned} (1) \text{ 1平方メートル当たり} & \begin{matrix} \text{(路線価)} & \text{(奥行価格補正率)} & \text{(不整形地補正率)} \\ \text{評点} & & \end{matrix} \\ \text{数} & = 1,000 \times 1.00 \times 0.80 \\ & = 800 \\ (2) \text{ 評点} & \begin{matrix} \text{(1平方メートル当たり評点数)} & \text{(地積)} \\ \text{数} & \end{matrix} \\ & = 800 \times (20 \times 35 \times \frac{1}{2}) \\ & = 280,000 \end{aligned}$$

例題 9 普通商業地区における路線価 1,000点の場合の計算例



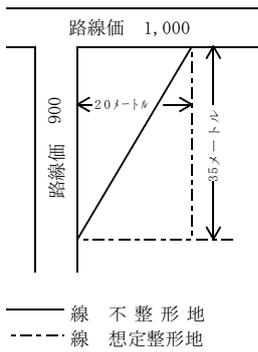
—— 線 不整形地
- - - 線 想定整形地

本図の場合においては、面積は550平方メートルであり、間口距離は10メートルであるから、平均的な奥行距離は55メートルであるが、想定整形地の奥行が35メートルであるから、この場合は35メートルとする。想定整形地面積は 700平方メートルであるから、不整形地補正率は0.96である。

$$\begin{aligned} (1) \text{ 1平方メートル当たり} & \begin{matrix} \text{(路線価)} & \text{(奥行価格補正率)} & \text{(不整形地補正率)} \\ \text{評点} & & \end{matrix} \\ \text{数} & = 1,000 \times 0.97 \times 0.96 \\ & = 931 \\ (2) \text{ 評点} & \begin{matrix} \text{(1平方メートル当たり評点数)} & \text{(地積)} \\ \text{数} & \end{matrix} \\ & = 931 \times 550 \\ & = 512,050 \end{aligned}$$

例題10 普通商業地区における正面路線価 1,000点、側方路線価 900点の場合の計算例

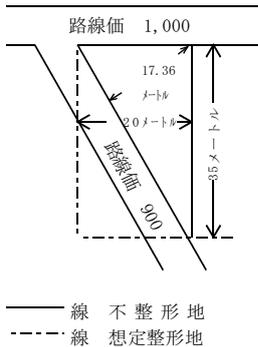
本図の場合においては、例題2にならって計算した評点数について例題8にならって補正を行うものである。



$$\begin{aligned}
 & \text{(正面路線価)} \quad \text{(奥行価格補正率)} \\
 (1) \quad & \text{基本1平方メートル} = 1,000 \quad \times \quad 1.00 \\
 & \text{当たり評点数} = 1,000 \\
 & \quad \quad \quad = 1,000 \\
 & \text{(側方路線価)} \quad \text{(奥行価格補正率)} \quad \left[\text{側方路線影} \right. \\
 (2) \quad & \text{加算1平方メートル} = 900 \quad \times \quad 0.99 \quad \times \quad 0.08 \\
 & \text{当たり評点数} = 71 \\
 & \quad \quad \quad = 71 \\
 & \quad \quad \quad (1) \quad (2) \quad \text{(不整形地補正率)} \\
 (3) \quad & \text{1平方メートル当たり} = (1,000 + 71) \times 0.80 \\
 & \text{評点} \quad \text{数} = 857 \\
 & \quad \quad \quad = 857 \\
 & \quad \quad \quad \text{(1平方メートル当たり評点数)} \quad \text{(地積)} \\
 (4) \quad & \text{評点} \quad \text{数} = 857 \quad \times \quad (20 \times 35 \times \frac{1}{2}) \\
 & \quad \quad \quad = 299,950
 \end{aligned}$$

例題11 普通商業地区における正面路線価 1,000点、側方路線価 900点の場合の計算例

本図の場合においては、例題2にならって計算した評点数について例題8にならって補正を行うものである。



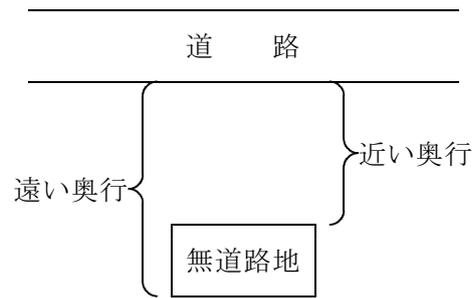
$$\begin{aligned}
 & \text{(正面路線価)} \quad \text{(奥行価格補正率)} \\
 (1) \quad & \text{基本1平方メートル} = 1,000 \quad \times \quad 1.00 \\
 & \text{当たり評点数} = 1,000 \\
 & \quad \quad \quad = 1,000 \\
 & \text{(側方路線価)} \quad \text{(奥行価格補正率)} \quad \left[\text{側方路線影} \right. \\
 (2) \quad & \text{加算1平方メートル} = 900 \quad \times \quad 0.97 \quad \times \quad 0.08 \\
 & \text{当たり評点数} = 70 \\
 & \quad \quad \quad = 70 \\
 & \quad \quad \quad (1) \quad (2) \quad \text{(不整形地補正率)} \\
 (3) \quad & \text{1平方メートル当たり} = (1,000 + 70) \times 0.80 \\
 & \text{評点} \quad \text{数} = 856 \\
 & \quad \quad \quad = 856 \\
 & \quad \quad \quad \text{(1平方メートル当たり評点数)} \quad \text{(地積)} \\
 (4) \quad & \text{評点} \quad \text{数} = 856 \quad \times \quad (20 \times 35 \times \frac{1}{2}) \\
 & \quad \quad \quad = 299,600
 \end{aligned}$$

(2) 無道路地の評点算法

原則として、当該無道路地を利用する場合において、その利用上最も合理的であると認められる路線の路線価に奥行価格補正率表（附表1）によつて求めた補正率、通路開設補正率表（附表9）によつて求めた補正率及びその無道路地の近傍の宅地との均衡を考慮して定める無道路地補正率（下限0.60）を乗じて1平方メートル当たりの評点数を求め、これに当該無道路地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

※ 奥行価格補正率及び通路開設補正率の適用に当たつての奥行のとり方は下図によるものと

する。



(3) 間口が狭小な宅地等の評点算出法

間口が狭小な画地又は奥行が長大な画地（不整形地及び無道路地は除く。）については、それぞれ「間口狭小補正率表」（附表5）又は「奥行長大補正率表」（附表6）によつて求めた補正率によつて、その評点数を補正するものとする。この場合において、画地の地積が大きい場合等にあつては近傍の宅地の価格との均衡を考慮し、それぞれの補正率表に定める補正率を修正して適用するものとする。

がけ地等で、通常の利用に供することができないものと認定される部分を有する画地については、当該画地の総地積に対するがけ地部分等通常の利用に供することができない部分の割合によつて、「がけ地補正率表」（附表7）を適用して求めた補正率によつて、その評点数を補正するものとする。

附表 1 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離(メートル)	高度商業地区		繁華街地区	普通商業地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
	I	II		併用住宅地区	家内工業地区		
4未満	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6以上 8未満	0.93	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8以上 10未満	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10以上 12未満	0.95	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12以上 14未満	0.96	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14以上 16未満	0.97	1.00			0.98	0.95	0.98
16以上 20未満	0.98		0.99	0.96	0.93	0.99	0.99
20以上 24未満	0.99		0.97	0.94	0.92	1.00	1.00
24以上 28未満	1.00		0.99	0.92	0.91		
28以上 32未満		0.98	0.88	0.89	0.89	0.99	0.99
32以上 36未満		0.97	0.87	0.88	0.88	0.98	0.98
36以上 40未満		0.96	0.86	0.87	0.87	0.97	0.97
40以上 44未満		0.95	0.85	0.86	0.86	0.96	0.96
44以上 48未満		0.94	0.84	0.85	0.85	0.95	0.95
48以上 52未満		0.93	0.83	0.84	0.84	0.94	0.94
52以上 56未満		0.92	0.82	0.83	0.83	0.93	0.93
56以上 60未満		0.91	0.81	0.82	0.82	0.92	0.92
60以上 64未満		0.90	0.80	0.81	0.81	0.91	0.91
64以上 68未満	0.90	0.80	0.80	0.80	0.82	0.93	
68以上 72未満	0.90	0.80			0.81	0.90	
72以上 76未満	0.90	0.80	0.80	0.80	0.81	0.90	
76以上 80未満	0.90	0.80			0.81	0.90	
80以上 84未満	0.90	0.80			0.81	0.90	
84以上 88未満	0.90	0.80			0.81	0.90	
88以上 92未満	0.90	0.80	0.80	0.80	0.81	0.90	
92以上 96未満	0.90	0.80			0.81	0.90	
96以上 100未満	0.90	0.80			0.81	0.90	
100以上	0.90	0.80			0.81	0.90	

附表2 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ) 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業地区 併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 家内工業地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

附表3 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ) 繁華街地区	0.07
普通商業地区 併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 家内工業地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

附表4 不整形地補正率表

地区区分 蔭地割合	高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ)、 繁華街地区、普通商業地区、 併用住宅地区、中小工場地区	普通住宅地区 家内工業地区
10%未満	1.00	1.00
10%以上20%未満	0.98	0.96
20%以上30%未満	0.96	0.92
30%以上40%未満	0.92	0.88
40%以上50%未満	0.87	0.82
50%以上60%未満	0.80	0.72
60%以上	0.70	0.60

(注1) 蔭地割合の求め方は、評価対象画地を囲む、正面路線に面する矩形又は正方形の土地(以下「想定整形地」という。)の地積を算出し、次の算式により「蔭地割合」を算出する。

$$\text{「蔭地割合」} = \frac{\text{想定整形地の地積} - \text{評価対象画地の地積}}{\text{想定整形地の地積}}$$

(注2) 不整形地補正率表を運用するに当たって、画地の地積が大きい場合等にあつては、近傍の宅地の価額との均衡を考慮し、不整形地補正率を修正して適用するものとする。

(注3) 蔭地割合方式によらない場合の不整形地補正率の適用に当たっては、当該画地が所在する用途地区の標準的な画地の形状・規模からみて、不整形度(「普通」から「極端に不整形」まで)を判断して、次の表により、不整形地補正率を定めることができるものとする。

地区区分 不整形度	高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ)、 繁華街地区、普通商業地区、 併用住宅地区、中小工場地区	普通住宅地区 家内工業地区
普通	1.00	1.00
やや不整形	0.95	0.90
不整形	0.85	0.80
相当に不整形	0.80	0.70
極端に不整形	0.70	0.60

附表5 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離(メートル)	高度商業地区I	高度商業地区II	繁華街地区	普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区
4未満	0.80	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	0.85	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6以上 8未満	0.90	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8以上 10未満	0.95	1.00		1.00	1.00	0.95	0.95
10以上 16未満	0.97					1.00	0.97
16以上 22未満	0.98					0.98	
22以上 28未満	0.99					0.99	
28以上	1.00					1.00	

附表6 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	高度商業地区I	高度商業地区II 繁華街地区 普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区
2未満	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2以上 3未満			0.98		
3以上 4未満		0.99	0.96	0.99	
4以上 5未満		0.98	0.94	0.98	
5以上 6未満		0.96	0.92	0.96	
6以上 7未満		0.94	0.90	0.94	
7以上 8未満		0.92		0.92	
8以上		0.90		0.90	

附表7 がけ地補正率表

$\frac{\text{がけ地積}}{\text{総地積}}$	0.10以上0.20未満	0.20以上0.30未満	0.30以上0.40未満	0.40以上0.50未満	0.50以上0.60未満
補正率	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75
$\frac{\text{がけ地積}}{\text{総地積}}$	0.60以上0.70未満	0.70以上0.80未満	0.80以上0.90未満	0.90以上	
補正率	0.70	0.65	0.60	0.55	

附表8 削除

附表9 通路開設補正率表

奥行 (近い奥行)	10m以下	10m超 20m以下	20m超 30m以下	30m超
補正率	0.9	0.8	0.7	0.6

別表第4 宅地の比準表

- 1 各筆の宅地の比準割合は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、各筆の宅地の「奥行による比準割合」の数値は、該当する「状況類似地区の状況」ごとの「標準宅地の状況」欄に対応する「比準宅地の状況」欄の数値によるものとする。

〔算式〕

比準割合＝奥行による比準割合×形状等による比準割合×その他の比準割合

- 2 各筆の宅地の比準割合は、一画地の宅地ごとに、附表1を適用して求めるものとする。この場合において、一画地は、原則として、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された一筆の宅地によるものとする。ただし、一筆の宅地又は隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これを一体をなしていると認められる部分に区分し、又はこれらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地ごとに一画地とする。

附表 1

項目	状況類似地区の状況	比準宅地の状況		奥行が 28 メートル以内の場合	奥行が 28 メートルをこえ 36 メートル以内の場合	奥行が 36 メートルをこえ 48 メートル以内の場合	奥行が 48 メートルをこえ 64 メートル以内の場合	奥行が 64 メートルをこえる場合
		標準宅地の状況						
奥行に	商店が相当連たんしているとき	奥行が 28 メートル以内の場合	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80	
		奥行が 28 メートルをこえ 36 メートル以内の場合	1.05	1.00	0.95	0.89	0.84	
		奥行が 36 メートルをこえ 48 メートル以内の場合	1.11	1.06	1.00	0.94	0.89	
		奥行が 48 メートルをこえ 64 メートル以内の場合	1.18	1.12	1.06	1.00	0.94	
		奥行が 64 メートルをこえる場合	1.25	1.19	1.13	1.06	1.00	
よる比準	専用住宅が相当連たんしているとき	奥行が 28 メートル以内の場合	1.00	0.95	0.90	0.85		
		奥行が 28 メートルをこえ 36 メートル以内の場合	1.05	1.00	0.95	0.89		
		奥行が 36 メートルをこえ 48 メートル以内の場合	1.11	1.06	1.00	0.94		
		奥行が 48 メートルをこえる場合	1.18	1.12	1.06	1.00		
割合	状況類似地区の状況	標準宅地の状況	奥行が 36 メートル以内の場合	奥行が 36 メートルをこえる場合				
		家屋の連たん度が低いとき	奥行が 36 メートル以内の場合	1.00	0.95			
		奥行が 36 メートルをこえる場合	1.05	1.00				
形状等による比準割合	<p>標準宅地と比準宅地の形状等の相違に応じ、次に掲げる率の範囲内において適宜その加減すべき率を求め、これを1.00に加減して求めるものとする。この場合において、例えば、標準宅地が整形地で比準宅地が不整形地である場合等においては、次に掲げる率を1.00より減じ、標準宅地が不整形地で比準宅地が整形地である場合等においては、次に掲げる率を1.00に加えるものとする。</p> <p>(1) 不整形地にあつては 0.40 (2) 奥行距離の間口距離に対する割合が4以上の場合にあつては 0.10 (3) 間口距離が8メートル未満の場合にあつては 0.10</p>							
その他割合	<p>比準宅地又は標準宅地が角地、二方路線地等である場合、その沿接する道路の状況が相違する場合等で必要があるときは、その相違を考慮し、実情に応じ適宜比準割合を求めるものとする。</p>							

附表 2 削 除

別表第5 削除
別表第6及び附表 削除

別表第7の1 山林の比準表

各筆の山林の比準割合は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、岩石地、崩壊地等を含む山林については、その実情に応じ、当該比準割合を補正するものとする。

〔算式〕

比準割合＝（「比準山林の中央部とその搬出地点との標高差」－「標準山林の中央部とその搬出地点との標高差」に応ずる比準割合）±比準山林と標準山林の搬出道路の距離の相違による補正

「比準山林の中央部とその搬出地点との標高差」－「標準山林の中央部とその搬出地点との標高差」 (メートル)	50 未満	50 以上	100 以上	150 以上	200 以上	250 以上	300 以上	350 以上	400 以上	450 以上	500 以上	550 以上	600 以上	650 以上	700 以上	750 以上	800 以上	(備考) 搬出地点は、林産物が通常搬出される支線道路（支線道路がなく直接幹線道路に搬出されるときは幹線道路）の地点によるものとする。
		100 未満	150 未満	200 未満	250 未満	300 未満	350 未満	400 未満	450 未満	500 未満	550 未満	600 未満	650 未満	700 未満	750 未満	800 未満		
比 準 割 合	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.45	0.40	0.35	0.30	0.25	0.20	
「比準山林の中央部とその搬出地点との標高差」－「標準山林の中央部とその搬出地点との標高差」 (メートル)	-50 未満	-50 以上	-100 以上	-150 以上	-200 以上	-250 以上	-300 以上	-350 以上	-400 以上	-450 以上	-500 以上	-550 以上	-600 以上	-650 以上	-700 以上	-750 以上	-800 以上	
		-100 未満	-150 未満	-200 未満	-250 未満	-300 未満	-350 未満	-400 未満	-450 未満	-500 未満	-550 未満	-600 未満	-650 未満	-700 未満	-750 未満	-800 未満		
比 準 割 合	1.00	1.05	1.11	1.18	1.25	1.33	1.43	1.54	1.67	1.82	2.00	2.22	2.50	2.86	3.33	4.00	5.00	
比準山林と標準山林の搬出道路の距離の相違による補正	<p>(1) 比準山林の支線道路（幹線道路以外の道路で牛馬車又はその通行できる道路並びに管流路をいう。）の距離が、標準山林の支線道路の路線より</p> <p>ア 長い場合は、距離の差が1キロメートルをこえるごとに0.02を減じイ 短い場合は、距離の差が1キロメートルをこえるごとに0.02を加える。</p> <p>(2) 比準山林の幹線道路（幅員2.5メートル以上の自動車道、森林鉄道、固定施設としての軌道及び筏流路をいう。）の距離が標準山林の幹線道路の距離より</p> <p>ア 長い場合は、距離の差が4キロメートルをこえるごとに0.02を減じイ 短い場合は、距離の差が4キロメートルをこえるごとに0.02を加える。</p>												<p>(備考)</p> <p>支線道路の距離は、当該山林の搬出地点から幹線道路（幹線道路がないときは、林産物の主要集荷地）までの距離によるものとする。</p> <p>幹線道路の距離は、当該山林の林産物が通常搬出される幹線道路の地点から林産物の主要集荷地までの距離によるものとする。</p>					

別表第7の2 山林の指定市町村表

都道府県名	市町村名
北海道	北見市
青森県	十和田市
岩手県	花巻市
宮城県	登米市
秋田県	由利本荘市
山形県	最上郡 金山町
福島県	東白川郡 棚倉町
茨城県	常陸大宮市
栃木県	鹿沼市
群馬県	甘楽郡 下仁田町
埼玉県	秩父市
千葉県	夷隅郡 大多喜町
東京都	西多摩郡 奥多摩町
神奈川県	南足柄市
新潟県	村上市
富山県	氷見市
石川県	七尾市
福井県	福井市
山梨県	南巨摩郡 南部町
長野県	佐久市
岐阜県	郡上市
静岡県	浜松市
愛知県	豊田市
三重県	松阪市

都道府県名	市町村名
滋賀県	甲賀市
京都府	船井郡 京丹波町
大阪府	河内長野市
兵庫県	美方郡 新温泉町
奈良県	吉野郡 川上村
和歌山県	有田郡 有田川町
鳥取県	八頭郡 八頭町
島根県	安来市
岡山県	苫田郡 鏡野町
広島県	廿日市市
山口県	山口市
徳島県	那賀郡 那賀町
香川県	仲多度郡 まんのう町
愛媛県	西条市
高知県	吾川郡 仁淀川町
福岡県	八女市
佐賀県	嬉野市
長崎県	大村市
熊本県	菊池市
大分県	竹田市
宮崎県	日南市
鹿児島県	曾於市
沖縄県	国頭郡 国頭村

別表第7の3 小規模な鉄道施設を有する建物

複合利用建物のうち運送の用に供する部分が次の表に定める基準に該当するもの（運送以外の用に供する部分の合計床面積が250平方メートル未満の建物を除く。）を「小規模な鉄道施設を有する建物」とする。

当該建物の延べ床面積	運送の用に供する部分の合計床面積等
50,000㎡以上	2,500㎡未満
40,000㎡以上50,000㎡未満	2,000㎡未満
30,000㎡以上40,000㎡未満	1,500㎡未満
20,000㎡以上30,000㎡未満	1,000㎡未満
10,000㎡以上20,000㎡未満	500㎡未満
5,000㎡以上10,000㎡未満	250㎡未満
2,000㎡以上 5,000㎡未満	100㎡未満
2,000㎡未満	50㎡未満

(注) 「運送の用に供する部分の合計床面積等」には、建物の屋上部分及び建物がその上にある人工地盤等の下の部分のうち、運送の用に供する部分の面積を含む。

別表第7の4 大規模工場用地規模格差補正率表

標準宅地の面積 (平方メートル)	20万	20万超 25万以下	25万超 30万以下	30万超 40万以下	40万超 50万以下	50万超 60万以下	60万超 70万以下	70万超 80万以下	80万超 90万以下	90万超 100万以下	100万超 120万以下	120万超 140万以下	140万超 160万以下	160万超 180万以下	180万超 200万以下	200万超
20万	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83	0.82	0.81	0.80
20万超 25万以下	1.02	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83	0.82
25万超 30万以下	1.04	1.02	1.00	0.98	0.96	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83
30万超 40万以下	1.06	1.04	1.02	1.00	0.98	0.96	0.95	0.94	0.93	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85
40万超 50万以下	1.09	1.07	1.04	1.02	1.00	0.98	0.97	0.96	0.95	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87
50万超 60万以下	1.11	1.09	1.07	1.04	1.02	1.00	0.99	0.98	0.97	0.96	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89
60万超 70万以下	1.12	1.10	1.08	1.06	1.03	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.96	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90
70万超 80万以下	1.14	1.11	1.09	1.07	1.05	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91
80万超 90万以下	1.15	1.13	1.10	1.08	1.06	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.95	0.94	0.93	0.92
90万超 100万以下	1.16	1.14	1.12	1.09	1.07	1.05	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.97	0.95	0.94	0.93
100万超 120万以下	1.18	1.15	1.13	1.11	1.08	1.06	1.05	1.04	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.96	0.95	0.94
120万超 140万以下	1.19	1.17	1.14	1.12	1.10	1.07	1.06	1.05	1.04	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.96	0.95
140万超 160万以下	1.20	1.18	1.16	1.13	1.11	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98	0.96
160万超 180万以下	1.22	1.20	1.17	1.15	1.12	1.10	1.09	1.07	1.06	1.05	1.04	1.02	1.01	1.00	0.99	0.98
180万超 200万以下	1.23	1.21	1.19	1.16	1.14	1.11	1.10	1.09	1.07	1.06	1.05	1.04	1.02	1.01	1.00	0.99
200万超	1.25	1.23	1.20	1.18	1.15	1.13	1.11	1.10	1.09	1.08	1.06	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

第2章 家屋

第1節 通則

一 家屋の評価

家屋の評価は、木造家屋及び木造家屋以外の家屋（以下「非木造家屋」という。）の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点一点当たりの価額を乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとする。

二 評点数の付設

各個の家屋の評点数は、当該家屋の再建築費評点数を基礎とし、これに家屋の損耗の状況による減点を行って付設するものとする。この場合において、家屋の状況に応じ必要があるものについては、さらに家屋の需給事情による減点を行うものとする。

三 評点一点当たりの価額の決定及び提示平均価額の算定

1 評点一点当たりの価額の決定

評点一点当たりの価額は、木造家屋又は非木造家屋の提示平均価額に木造家屋又は非木造家屋の総床面積を乗じ、これをその付設総評点数（第2節又は第3節によつて付設した各個の木造家屋又は非木造家屋の評点数を合計した総評点数をいう。）で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、提示平均価額は、道府県庁所在の市及び東京都特別区（以下本章において「指定市」という。）にあつては、総務大臣が算定し、都道府県知事及び指定市の長に通知するものによるものとし、指定市以外の市町村にあつては、指定市の提示平均価額を参考として都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものによるものとする。

2 指定市の提示平均価額の算定

総務大臣は、木造家屋又は非木造家屋の別に、次により、指定市の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して、指定市の家屋の提示平均価額を算定するものとする。

- (1) 指定市の長は、当該市に所在する家屋を構造、程度等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準的な家屋を基準家屋として選定するものとする。
- (2) 指定市の長は、基準家屋について固定資産評価基準によつて付設した評点数及び当該基準家屋の前年度の評価額その他総評価見込額の算定において必要な事項を総務大臣に報告するものとする。
- (3) 総務大臣は、指定市の長が報告した基準家屋の評点数について検討し、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、当該評点数について所要の調整を行うものとする。
- (4) 総務大臣は、指定市に所在する家屋について、次により、在来分の家屋（新增分の家屋以外の家屋をいう。）及び新增分の家屋（当該年度において新たに課税の対象となる家屋をいう。）の別に、総評価見込額を算出し、これを合計して指定市の家屋の総評価見込額を算出するものとする。

ア 在来分の家屋の総評価見込額の算出

- (ア) (2)によつて指定市の長が報告した在来分の基準家屋の評点数（(3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数）に、総務大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘じ、当該基準家屋の評価見込額を求めるものとする。この場合において、総務大臣が定める率は、「資材費、労務費及び建築工事に直接必要とする諸経費等の工事原価（以下「工事原価」という。）に相当する費用の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する当該指定市における物価水準の割合」と「家屋の再建築費のうち、工事原価に相当する費用に対する当該費用以外の費用の割合に一を加えた数値」とを相乗した率を基礎として定めたものとする。
- (イ) (ア)によつて求めた基準家屋の評価見込額の前年度の評価額に対する割合を求める。
- (ウ) 指定市に所在する在来分の家屋を（イ）の割合が同様であると認められる家屋ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、(1)によつて区分した家屋の区分ごとに認定するものとするが、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、これらを合わせ、一の家屋の区分に属するもののうちで当該割合が異なると認められるものがあるときは、当該割合が異なるものごとに区分する。
- (エ) (イ)の割合が同様であると認められる家屋の区分ごとに、その前年度の評価額の合計額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該区分に係る家屋の評価見込額を算出する。
- (オ) (エ)によつて算出した家屋の各区分に係る評価見込額を合計して在来分の家屋の総評価見込額を算出する。

イ 新增分の家屋の総評価見込額の算出

- (イ) (2)によつて指定市の長が報告した新增分の基準家屋の単位床面積当たり評点数（(3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数）にアの（ア）の総務大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘じ、当該家屋に係る単位床面積当たり評価見込額を求めるものとする。
- (ウ) 当該指定市における評点付設の状況を検討し、新增分の家屋を基準家屋に類似する家屋ごとに区分する。
- (エ) (イ)の基準家屋の単位床面積当たり評価見込額を基礎として求めた単位床面積当たり評価見込額に（イ）

によつて区分された家屋の床面積を乗じて当該区分に係る家屋の評価見込額を算出する。

(エ) (ウ)によつて算出された家屋の各区分に係る評価見込額を合計して新增分の家屋の総評価見込額を算出する。

- (5) (4)によつて総務大臣が算出した総評価見込額と当該指定市の長が固定資産評価基準によつて付設する見込総評点数を一円に乗じて得た額とが相違する場合において、その相違が総務大臣が総評価見込額を算出するに当たつて用いた(4)のアの(ア)の総務大臣が定める率に係るものである場合を除き、総務大臣は、当該指定市における家屋の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは、当該指定市における見込総評点数を基礎として総評価見込額を修正するものとする。

3 指定市以外の市町村の提示平均価額の算定

- (1) 都道府県知事は、指定市以外の市町村について、木造家屋又は非木造家屋の別に、2と同様の方法によつて、市町村の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して当該市町村の木造家屋又は非木造家屋の提示平均価額を算定するものとする。
- (2) 総務大臣は、(1)によつて算定した市町村の提示平均価額及びその算定の基礎を報告するよう都道府県知事に求めることができるものとする。
- (3) 総務大臣は、(2)によつて都道府県知事から報告を受けた提示平均価額及びその算定の基礎を検討し、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、提示平均価額について所要の修正を行うよう関係都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)による総務大臣の通知があつた場合においては、関係市町村の提示平均価額について所要の修正を行うものとする。

四 増築された家屋の評価

一棟の家屋に増築された部分があるときは、当該家屋を増築された部分とその他の部分とに区分して評点数を付設するものとする。ただし、実情に応じ増築された部分とその他の部分とに区分することが困難であると認められる場合等においては、これを区分しないで評点数を付設しても差し支えないものとする。

五 非課税部分等のある家屋の価額の区分

一棟の家屋について固定資産税を課することができる部分とこれを課することができない部分とがある場合その他一棟の家屋の価額を二以上の部分に区分して求める必要がある場合においては、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めるものとする。ただし、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めることが困難であると認められるときは、当該家屋の価額をそれぞれの部分の占める床面積の割合その他それぞれの部分の価額を求めるのに適当と認められる基準によつてあん分してそれぞれの部分の価額を求めるものとする。

六 再建築費評点基準表の補正等

- 1 市町村長は、「木造家屋再建築費評点基準表」(別表第8)(以下「木造家屋評点基準表」という。)又は「非木造家屋再建築費評点基準表」(別表第12)(以下「非木造家屋評点基準表」という。)を当該市町村に所在する家屋について適用する場合において木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。
- 2 市町村長は、当該市町村に所在する家屋で当該家屋の構造等からみて木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を適用して評価することが困難なものがあるとき又は適当でないものがあるときは、当該家屋の構造、様式、施工量等の実態に応じ、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表の例によつて当該家屋に係る木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を作成してこれを適用するものとする。

七 建築設備の評価

家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価するものとする。

第2節 木造家屋

一 評点数の算出方法

- 1 木造家屋の評点数は、当該木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとし、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

〔算式〕

評点数＝再建築費評点数×経過年数に応ずる減点補正率

(経過年数に応ずる減点補正率によること、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて適当でないと認められる場合にあつては、評点数＝(部分別再建築費評点数×損耗の程度に応ずる減点補正率)の合計)

2 市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の状況に応じ、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」又は「三 比準による再建築費評点数の算出方法」のいずれかにより再建築費評点数を求めるものとする。ただし、在来分の木造家屋に係る再建築費評点数は「四 在来分の木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法」により求めるものとする。

二 部分別による再建築費評点数の算出方法

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

〔木造家屋再建築費評点数の算出要領〕

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。

- (1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。
- (2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る木造家屋評点基準表を適用するものとする。
- (3) 一棟の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分（階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。）の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分

木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部 分 別	内 容	
(1) 構 造 部	家屋の骨組を構成する部分をいう。	
	(ア) 主体構造部	柱、梁（土台、桁）、壁体、床組、小屋組等、家屋の主体となる構造部分をいう。
	(イ) 基 礎	建物の基礎、根切工事、地業工事をいう。
(2) 外 壁 仕 上	外周壁の仕上部分とその下地部分をいう。	
(3) 内 壁 仕 上	間仕切壁の両面、外周内壁の仕上部分とその下地部分をいう。	
(4) 床 仕 上	床面の仕上部分とその下地部分をいう。	
(5) 天 井 仕 上	天井面の仕上部分とその下地部分をいう。	
(6) 屋 根 仕 上	屋根面の仕上部分とその下地部分をいう。	
(7) 建 具	窓、出入口等の建具及びその取付枠並びにシャッター等をいう。	
(8) 建 築 設 備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。	

(9) 仮設工事	敷地の仮 ^{かり} 囲 ^{がこい} 、水盛 ^{みずもり} 、遣方 ^{やりかた} 、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(10) その他工事	(1)から(9)までのいずれの部分にも含まれない部分をいい、樋 ^{とい} 、階段及び床間等 ^{とこのま} がこれに含まれる。

4 評点項目及び標準評点数

- (1) 「評点項目」は、木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種類及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」（標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。）に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種類、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。
- (2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一円を一点として表しているものである。
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

〔算式例〕

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

5 補正項目及び補正係数

- (1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている該当補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。
- (2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものであるものとする。

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 比準による再建築費評点数の算出方法

比準による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。

- 1 当該市町村に所在する木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定める。
- 2 標準木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。
- 3 標準木造家屋以外の木造家屋で当該標準木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの（以下本項において「比準木造家屋」という。）の再建築費評点数は、当該比準木造家屋と当該標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を考慮し、当該標準木造家屋の部分別再建築費評点数又は再建築費評点数に比準して付設する。

四 在来分の木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法

在来分の木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でないことと認められる場合又は個々の在来分の木造家屋に地方税法第349条第2項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でないことと認められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。

(算式)

再建築費評点数＝基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率

- 1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節、第2節及び第4節二によつて求めたものをいう。
- 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

五 損耗の状況による減点補正率の算出方法

木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でない認められる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるものとする。

木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

- (1) 経過年数に応ずる減点補正率（以下本節において「経年減点補正率」という。）は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、木造家屋の構造区分及びその延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数の区分に従い、「木造家屋経年減点補正率基準表」（別表第9）に示されている当該木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。
- (2) 木造家屋の損耗が積雪又は寒冷によつて増大する地域に属する市町村に所在する木造家屋の経年減点補正率は、木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」（別表第9の2）に定める市町村ごとの積雪地域又は寒冷地域の級地の区分に応じ次表に掲げる率（当該市町村が積雪地域及び寒冷地域に該当するときは、それぞれの率を合計して得た率とし、その率が百分の二十五を超えるときは百分の二十五とする。）を一から控除して得られる補正率を乗じたものによるものとする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。

なお、別表第9の2に掲げる市町村が関係する廃置分合又は境界変更（以下本節において「廃置分合等」という。）があつた場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（以下本節において「廃置分合等後の市町村」という。）の区域のうち廃置分合等の日の前日において別表第9の2に掲げる市町村のいずれかに該当した部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の市町村の区域に適用された級地の区分を適用するものとし、同節51(2)後段の規定の適用を受ける市町村が関係する廃置分合等があつた場合における当該廃置分合等後の市町村の区域のうち廃置分合等の日の前日において同節51(2)後段の規定の適用を受けた部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の部分に同節51(2)後段の規定により適用することとされた級地の区分を適用するものとする。

級地区分	率		積雪地域の率	寒冷地域の率
	級	地		
1	級	地	百分の十	百分の五
2	級	地	百分の十五	百分の八
3	級	地	百分の二十	百分の十
4	級	地	百分の二十五	百分の十五

- (3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟の木造家屋の^{ひとつね}評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれの部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率（以下本節において「損耗減点補正率」という。）は、「部分別損耗減点補

正率基準表」(別表第10)によつて各部分別に求めた損耗残価率に、当該木造家屋について木造家屋経年減点補正率基準表によつて求めた経年減点補正率を乗じて各部分別に求めるものとする。損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めたものであり、当該木造家屋の各部分別の損耗の程度に応じ、部分別損耗減点補正率基準表により求めるものとする。ただし、市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の損耗の程度、構造等の実態からみて部分別損耗減点補正率基準表を適用することが困難であると認める場合その他特に必要があると認める場合は、部分別損耗減点補正率基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。

(2) 損耗減点補正率は、木造家屋の各部分別ごとに、当該部分別を通じた損耗の状況に応じて一の損耗減点補正率を求めるものとする。

六 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている木造家屋、所在地域の状況によりその価額が減少すると認められる木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第3節 非木造家屋

一 評点数の算出方法

1 非木造家屋の評点数は、当該非木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとし、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該非木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

[算式]

評点数＝再建築費評点数×経過年数に応ずる減点補正率

(経過年数に応ずる減点補正率によること、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて適当でないと認められる場合にあつては、評点数＝(部分別再建築費評点数×損耗の程度に応ずる減点補正率)の合計)

2 市町村長は、当該市町村に所在する非木造家屋の状況に応じ、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」又は「三 比準による再建築費評点数の算出方法」のいずれかにより再建築費評点数を求めるものとする。ただし、在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数は「四 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法」により求めるものとする。

二 部分別による再建築費評点数の算出方法

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

非木造家屋の再建築費評点数は、次の「非木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

[非木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。

- (1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。
- (2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る非木造家屋評点基準表を適用するものとする。
- (3) 一棟の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部 分 別	内 容
(1) 構 造 部	家屋の骨組を構成する部分をいう。
(ア) 主体構造部	基礎、柱、 ^{はり} 梁、 ^{へきたい} 壁体、 ^{ゆかばん} 床版、 ^{こやぐみ} 小屋組、 ^{やねばん} 屋根版等、家屋の主体となる構造部分をいう。
(主体構造部の種別)	(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 (鉄骨造) ^{かたこう} 形鋼と ^{こうばん} 鋼板とを組合せ、ボルト接合又は ^{ようせつ} 溶接によって構築したもの。 (コンクリートブロック造) コンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、鉄筋で補強したものの。
(イ) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する工事等をいう。
(ウ) 外周壁骨組	^{がいしゅうへき} 外周壁の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(エ) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(2) 外 壁 仕 上	^{がいしゅうへき} 外周壁の仕上部分とその下地部分をいう。
(3) 内 壁 仕 上	^{ないしゅうへき} 内周壁の仕上部分とその下地部分をいう。
(4) 床 仕 上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(5) 天 井 仕 上	天井の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 屋 根 仕 上	建物の ^{ふくがい} 覆蓋を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる ^{こやぐみ} 小屋組、 ^{やねばん} 屋根版等を除いた屋根面の仕上部分及びその下地部分をいう。
(7) 建 具	窓、出入口等の建具及びその ^{とりつけわく} 取付枠並びにシャッター等をいう。
(8) 特 殊 設 備	劇場等のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の ^{てすり} 手摺等に別に装飾を施したもの等をいう。
(9) 建 築 設 備	電気設備、衛生設備、空調設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(10) 仮 設 工 事	敷地の ^{かりがこい} 仮囲、 ^{みずもり} 水盛、 ^{やりかた} 遣方、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(11) その他工事	(1)から(10)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

4 評点項目及び標準評点数

- (1) 「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。
- (2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一円を一点として表しているものである。
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

- (4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、各部分の使用資材等の数量が明確なときは、当該使用資材等に適用されるべき標準評点数に当該数量を乗じて当該部分の再建築費評点数を求めるものとする。この場合において、当該数量を乗じる標準評点数は「単位当たり標準評点数」(別表第12の2)に定める標準評点数とする。なお、「単位当たり標準評点数」について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、「単位当たり標準評点数」について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。

5 補正項目及び補正係数

- (1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。
- (2) 4 (4)の規定に基づき各部分別に再建築費評点数を求める場合は、施工の程度に応ずる必要な補正を行うものとする。
- (3) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものであるものとする。

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 比準による再建築費評点数の算出方法

比準による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。

- 1 当該市町村に所在する非木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として定める。
- 2 標準非木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。
- 3 標準非木造家屋以外の非木造家屋で当該標準非木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下本項において「比準非木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準非木造家屋と当該標準非木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を考慮し、当該標準非木造家屋の部分別再建築費評点数又は再建築費評点数に比準して付設する。

四 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法

在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の非木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でない認められる場合又は個々の在来分の非木造家屋に地方税法第349条第2項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でない認められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。

(算式)

再建築費評点数＝基準年度の前年度における再建築費評点数×再建築費評点補正率

- 1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節、第3節及び第4節二によつて求めたものをいう。
- 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

五 損耗の状況による減点補正率の算出方法

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるものとする。

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

- (1) 経過年数に応ずる減点補正率（以下本節において「経年減点補正率」という。）は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、非木造家屋の構造区分に従い、「非木造家屋経年減点補正率基準表」（別表第13）に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。
- (2) 第2節51(2)の表中「率」の欄に定める積雪地域の率と寒冷地域の率を合計した率（以下本節において「木造家屋に係る積雪寒冷補正率」という。）が百分の十八以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋（その構造が「軽量鉄骨造」、「れんが造」又は「コンクリートブロック造」のものに限る。以下本節において同じ。）に対する経年減点補正率は、非木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、百分の三（木造家屋に係る積雪寒冷補正率が百分の二十五以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋にあつては、百分の五）を一から控除して得られる補正率を乗じて得た率とする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。

なお、別表第9の2に掲げる市町村が関係する廃置分合又は境界変更（以下本節において「廃置分合等」という。）があつた場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（以下本節において「廃置分合等後の市町村」という。）の区域のうち廃置分合等の日の前日において別表第9の2に掲げる市町村のいずれかに該当した部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の市町村の区域に適用された級地の区分を適用するものとし、同節51(2)後段の規定の適用を受ける市町村が関係する廃置分合等があつた場合における当該廃置分合等後の市町村の区域のうち廃置分合等の日の前日において同節51(2)後段の規定の適用を受けた部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の部分に同節51(2)後段の規定により適用することとされた級地の区分を適用するものとする。

- (3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟の非木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれの部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該非木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率（以下本節において「損耗減点補正率」という。）は、部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に求めた損耗残価率に、当該非木造家屋について非木造家屋経年減点補正率基準表によつて求めた経年減点補正率を乗じて各部分別に求めるものとする。損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めたものであり、当該非木造家屋の各部分別の損耗の程度に応じ、部分別損耗減点補正率基準表により求めるものとする。ただし、市町村長は、当該市町村に所在する非木造家屋の損耗の程度、構造等の実態からみて部分別損耗減点補正率基準表を適用することが困難であると認める場合その他特に必要があると認める場合は、部分別損耗減点補正率基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。
- (2) 損耗減点補正率は、非木造家屋の各部分別ごとに、当該部分別を通じた損耗の状況に応じて一の損耗減点補正率を求めるものとする。

六 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている非木造家屋、所在地域の状況によりその価

額が減少すると認められる非木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第4節 経過措置

- 一 固定資産税に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における家屋の評価に限り、第2節二及び第3節二に定める標準評点数並びに第2節四及び第3節四に定める再建築費評点補正率の設定に当たっては、一部の資材における異例かつ急激な価格変動の状況に鑑み、標準評点数及び再建築費評点補正率の基礎とすべき基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価に相当する費用のうち、木材及び鉄鋼に係る資材の価格を、令和3年1月から同年12月までの各月の物価指数の平均値を基礎とした補正率によつて補正することとする。
- 二 固定資産税に係る令和6年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。
 - 1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.11
 - 2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.07
- 三 固定資産税に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は適用しない。

1 物価水準による補正率

物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。

(1) 木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとする場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.95
青森市	0.95	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.95
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.95
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.95	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.95	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.95	鳥取市	0.95	熊本市	0.95
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.95	大分市	0.95
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.95
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.95
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.95
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.95		

(2) 非木造家屋

全市町村を通じて1.00とする。

2 設計管理費等による補正率

設計管理費等による補正率は、工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定めたものであつて、全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積がおおむね10平方メートル以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。

- 四 固定資産税に係る令和6年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和6年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和5年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

1 第1節から本節三までによつて求めた家屋の価額

2 当該家屋の令和5年度の価額（令和5年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

- 五 固定資産税に係る令和7年度又は令和8年度における在来分の家屋のうち、令和7年1月1日又は令和8年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和6年1月2日又は令和7年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和7年1月1日又は令和8年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和6年1月2日又は令和7年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。
- 1 第1節から本節三までによつて求めた家屋の価額
 - 2 当該家屋の令和6年度の価額（令和6年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和7年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和8年度において同節によつて価額を求める場合にあっては、令和7年度において同節によつて求めた価額をいう。）
- 六 市町村長は、固定資産税に係る令和6年度における在来分の家屋のうち、令和6年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、令和6年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和6年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和6年度の価額を本節四によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不相当と認める場合においては、第1節から本節三までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 七 市町村長は、固定資産税に係る令和7年度又は令和8年度における在来分の家屋のうち、令和7年1月1日又は令和8年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その令和7年度又は令和8年度の価額を本節五によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節三までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 八 市町村長は、当分の間、東日本大震災により被災した家屋の損耗の程度に応ずる減点補正率について、第2節五又は第3節五によつて当該家屋の各部分別に求めた損耗残価率に経年減点補正率を乗じて各部分別に求めることが困難な場合には、家屋一棟ごとに求めた損耗残価率に経年減点補正率を乗じて家屋一棟ごとに求めることができるものとする。